

令和 7 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

6 月 会 議

令和7年第1回森町議会6月会議会議録（第1日目）

令和7年6月12日（木）

開議 午前10時00分

休会 午後 5時40分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町一般会計補正予算（第14号）
- 7 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 8 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 9 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 10 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 11 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第5号）
- 13 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 14 報告第 9号 令和6年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 15 議案第 1号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 16 議案第 2号 森町職員の育児休業等に関する条例及び森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 17 議案第 3号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 18 議案第 4 号 森町都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 19 議案第 5 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 20 議案第 6 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 21 議案第 7 号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 22 議案第 8 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 3 号）
- 23 議案第 9 号 令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 24 議案第 10 号 令和 7 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 25 議案第 11 号 令和 7 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 26 議案第 12 号 令和 7 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 27 議案第 13 号 令和 7 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 28 議案第 14 号 工事請負契約の締結について
【各小中学校冷房設備設置工事（機械設備）】
- 29 議案第 15 号 工事請負契約の締結について
【各小中学校冷房設備設置工事（電気設備）】
- 30 議案第 16 号 財産の取得について
【非常用備蓄品防災毛布 1, 500 枚】
- 31 議案第 17 号 財産の取得について
【間仕切りパーティション 270 張】
- 32 議案第 18 号 財産の取得について
【防災倉庫 4 棟】
- 33 議案第 19 号 財産の取得について
【小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型 1 台】
- 34 意見書案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 35 意見書案第 2 号 安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書
- 36 意見書案第 3 号 令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 37 意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 38 意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
- 39 意見書案第 6 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

- 40 意見書案第7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書
 41 意見書案第8号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書
 42 議員の派遣について
 43 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長	14番	木村俊広君	副議長	1番	伊藤昇君
	2番	河野文彦君		3番	高橋邦雄君
	4番	河野淳君		5番	山田誠君
	6番	野口周治君		7番	斉藤優香君
	8番	千葉圭一君		9番	佐々木修君
	10番	加藤進君		12番	東隆一君
	13番	松田兼宗君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	山下英一君
総務課長	濱野尚史君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜君
監査事務局書記長	関孝憲君
防災交通課長	野崎博之君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	岩井一桐君
企画振興課参事	池田恵太君
税務課長	東克宏君
保健福祉子育て課長	宮崎弘光君
保健福祉 子育て課参事	萩野友章君
保健福祉 子育て課参事	葛西十夢君

住 民 生 活 課 長	阿 部 泰 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	川 村 勝 幸 君
商 工 勞 働 観 光 課 長	白 石 秀 之 君
建 設 課 長	濱 野 真 行 君
建 設 課 技 術 長	伊 藤 正 吾 君
砂 原 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	柴 田 正 哲 君
町 民 福 祉 課 長	奥 山 太 崇 君
教 育 長	毛 利 太 繁 和 君
学 校 教 育 課 長	坂 田 明 仁 君
学 校 教 育 課 参 事	藤 嶋 希 君
学 校 教 育 課 参 事	萩 森 敦 史 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	須 藤 智 裕 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	木 村 忠 公 君
給 食 セ ン タ ー 長	敦 賀 靖 之 君
国 保 病 院 経 営 企 画 総 括 監 兼 さ くら の 園 ・ 園 長	柏 渕 茂 君
国 保 病 院 事 務 長	千 葉 正 一 君
上 下 水 道 課 長	水 元 良 文 君
消 防 長	松 居 順 一 君
消 防 次 長	佐 山 寿 一 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	関 孝 憲 君
議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	長 谷 川 拓 哉 君
庶 務 係	木 村 友 理 香 君
総 務 係	近 江 篤 篤 市 君

総務係	山内梨沙君
財政係	三澤拓海君
行革DX推進係	佐藤晴君
人事厚生係	三春このみ君
人事厚生係	山崎友也君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町一般会計補正予算（第14号）
- 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 4 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 5 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 6 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 7 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第5号）
- 9 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について
令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 10 報告第 9 号 令和6年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 11 議案第 1 号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 2 号 森町職員の育児休業等に関する条例及び森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 3 号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 4 号 森町都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 5 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 16 議案第 6 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例制定について

- 1 7 議案第 7 号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 1 8 議案第 8 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 3 号）
- 1 9 議案第 9 号 令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 0 議案第 1 0 号 令和 7 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 1 議案第 1 1 号 令和 7 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 2 議案第 1 2 号 令和 7 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 3 議案第 1 3 号 令和 7 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 2 4 議案第 1 4 号 工事請負契約の締結について
【各小中学校冷房設備設置工事（機械設備）】
- 2 5 議案第 1 5 号 工事請負契約の締結について
【各小中学校冷房設備設置工事（電気設備）】
- 2 6 議案第 1 6 号 財産の取得について
【非常用備蓄品防災毛布 1, 5 0 0 枚】
- 2 7 議案第 1 7 号 財産の取得について
【間仕切りパーティション 2 7 0 張】
- 2 8 議案第 1 8 号 財産の取得について
【防災倉庫 4 棟】
- 2 9 議案第 1 9 号 財産の取得について
【小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型 1 台】
- 3 0 意見書案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 3 1 意見書案第 2 号 安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書
- 3 2 意見書案第 3 号 令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 3 3 意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 3 4 意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
- 3 5 意見書案第 6 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 3 6 意見書案第 7 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書
- 3 7 意見書案第 8 号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書
- 3 8 議員の派遣について
- 3 9 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和7年第1回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第3項の規定により、6月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切つていただくよう、ご協力お願ひいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、千葉圭一君、9番、佐々木修君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から6月13日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力お願ひ申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） おはようございます。行政報告を行います。

12月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

本年2月に町内事業所の人材不足解消に向けた人材交流に関する覚書締結のため、木村

議長と共にフィリピン、ア克兰州を訪問してまいりました。14日にはア克兰州カリボの州議会議事堂でア克兰州知事とお会いし、森町は多文化共生を目指す計画の一貫としてア克兰州民を含むフィリピン人が快適に生活し、働ける環境づくりに努め、そしてア克兰州は森町のような日本の自治体で生活し、働きたいフィリピン人を支援し、日本語学習の機会を提供する旨の覚書に調印してまいりました。調印式前日には、カキの養殖場や現地の博物館を視察し、産業、文化にも触れることができました。また、同州の大学2校へ赴き、森町のPRをしてまいりました。今後はこの覚書に基づき、人材交流を通じて両地域の文化や経済の相互理解を深め、より強固な信頼関係を築き、当初の目的であります町内事業所の人材不足解消のため、引き続き森町担い手確保支援事業を進めてまいります。

さて、令和5年度より日本製鉄株式会社と共同で開始した水産業サステナブルチャレンジ事業ですが、このたびジャパンプルーエコノミー技術研究組合のCO₂クレジット認証を受けることができたため、3月19日に東京都へ出向き、Jブルークレジット認証交付式に出席してまいりました。当日は、オンライン参加を含め、全国から44団体が出席されており、そのうち今回新規で認証された20団体が各プロジェクトに関するPR発表の時間が与えられましたので、本事業を代表して私が登壇し、昔の豊かな海を取り戻す取組と当町への企業版ふるさと納税のプロモーションをしてきたところであります。交付式では桑江理事長から、本年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画にブルーカーボン吸収源に関する取組が盛り込まれ、クレジット制度による気候変動対策の促進を加速させるためには、各地域において民間企業等との連携は非常に重要なことであるといったメッセージを頂戴しましたので、関係する企業や地元漁協、さらに共同していただける協力体制を増やし、資源維持、増大に向けて継続して取り組んでまいります。

町内行事に目を向けますと、4月26日から5月11日までの16日間にわたり、もりまち桜まつりが開催されました。今年は昨年より1日早い4月25日に標本木のソメイヨシノが開花し、その後の陽気により一気に満開となりました。例年祭り最終日に行われていた歌謡ショーは、今年よりゴールデンウィーク期間中の5月6日変更となったことから、満開の桜の下、道内外より実にたくさんの方々にご来場いただきました。また、夜には新町誕生20周年を記念したオニウシサクラランタンが開催され、500個の桜色のランタンが夜空に浮かび上がる中、参加された方々と共に節目の年をお祝いしました。桜まつりが盛会裏に終えることができましたことに実行委員会をはじめ、関係各位に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、今年も友好町の静岡県森町より太田町長をはじめ中根議長、産業課の職員一行が来町され、祭り会場において新茶の試飲と販売をしていただきました。その後議員の皆様にもご参加をいただきながら、歓迎昼食会を盛大に開催させていただきました。今後も観光や文化、教育など幅広い交流と連携を強化し、両町の発展に努めてまいります。

中央省庁の職員が各地の市町村を手助けする国の地方創生伴走支援制度に森町が選ば

れ、6月3日に地方創生支援官3人が当町の農林水産業などの現場を視察いたしました。地方創生伴走支援については、国の職員がこれまでの経験等を生かして地方創生に携わり、自治体に寄り添った伴走支援を実施する制度であり、当町では林業と農業の2分野を柱として取り組んでまいります。林業では、ナラ枯れ被害への対策として、被害が広がる前に計画的な伐採と有効活用を進めるため、天然林内のミズナラの実態調査を行い、国内の洋酒たる作りにチャレンジすることを検討しております。農業では、ウイスキーの原料として使われる大麦の生産に可能性を見だし、地域おこし協力隊の活動終了後のキャリア支援も含め、洋酒たるの生産から加工、流通、販売までを町内で一貫して行える地域内循環型の産業モデルの構築を目指し、伴走支援官や関係機関の専門的な助言を受けながら、一つ一つの可能性を丁寧に見極め、着実に前進していけるように努めてまいります。

最後となりますが、森町国民健康保険病院では、厚生労働省北海道厚生局による施設基準に係る適時調査において3項目の加算請求で人員基準を満たしておらず、診療報酬を返還するという事態が発生しました。さらには、4月9日に当町職員が函館市内の宿泊施設に正当な理由なく侵入したとして建造物侵入の容疑で逮捕され、町民の皆様には町に対する信頼を裏切ることとなっていまい、町長として率直におわび申し上げるところでございます。

診療報酬の返還額につきましては、当院で算定した結果、各保険者、公費並びに患者様の合計で3億1,310万796円となりますが、現在は北海道厚生局において当町が算定した返還額の精査を行っているところであり、今後各保険者の確認を経て返還額が確定しましたら、速やかな返還に向け、取り進めてまいります。職員の逮捕につきましては、5月に入り当該元職員に対する町の事情聴取で、令和7年1月頃から函館市内のホテルに盗聴目的で侵入を繰り返し行っていたこと、またそのうち複数回にわたって客室に侵入し、現金を盗む窃盗も行ったとの供述を得たことから、令和7年5月19日付で懲戒免職としたところであります。

失われた信頼を取り戻すのは容易ではないということは重々承知しておりますが、自ら率先して襟を正し、職員一丸となって信頼回復に努めていくことを申し上げ、行政報告いたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を遵守し、内容も要点を簡潔明瞭に行うとともに、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお

願いたします。通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局も含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せて願いたします。

初めに、青葉ヶ丘公園の再整備について、水道の構造物の今後について、森高等学校内に高等支援学校開設について、議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

最初に、青葉ヶ丘公園の再整備についてを行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

現在森町の都市公園には、実質、種別では街区公園、御幸公園、森川公園で、総合公園としては青葉ヶ丘公園の合計3施設となります。登録上はまだありますけれども、実際に使用されているのはこの公園だけだというふうに考えております。ご存じだと思いますが、オニウシ公園は通称名なので、正式名は青葉ヶ丘公園となっています。

さて、総合公園としての青葉ヶ丘公園も50年が経過しており、公園内の公園施設も処分制限期間が大幅に経過しているにもかかわらず放置状態になっており、また処分制限期間は過ぎてはいないのですが、劣化や破損が進んでいる施設もございます。町長は、今年度の町政執行方針には森町公園施設長寿命化計画に基づき、遊具及び施設の修繕や改修を行っていくとありますが、現状の状態を踏まえすと今後青葉ヶ丘公園の再整備が必要かと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） 千葉議員の質問にお答えいたします。

都市公園は、町の美観を形成し、来園者に安らぎをもたらす場であり、また町民の憩いの場、地域コミュニティの場として美観の保全と向上が求められます。しかし、インフラストックの老朽化に伴い、厳しい財政事情の下、適切に維持管理していくことが重要な課題でもあります。森町では、平成24年に森町公園施設長寿命化計画を策定し、費用の平準化やコストの縮減を目的に、安全、安心を核とした公園の維持管理に努めてきたところであります。

ご質問の青葉ヶ丘公園の再整備につきまして、現在森町公園施設長寿命化計画の見直しの検討とともに、道の駅リニューアル調査が実施されております。これらを踏まえ、計画の再編と整備の方針について提案していきたいと考えております。都市公園の社会的な意義は重要であり、町及び地域全体の価値向上に留意していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 青葉ヶ丘公園といっても結構広いです。途中で道道が走って、分かれてしまっていますけれども、今回は今町長がおっしゃった道の駅がある通称オニウシ公園エリアについてお尋ねいたします。

現状オニウシ公園内で子供たちが遊べる遊具としては、下の体育館側にある通称タコ公園と呼ばれているものがあるだけで、小学校の高学年とか中学生以上の子供たちも遊べる遊具が、そういうものがないというふうに思いませんか。親たちもそうですけれども、子供たちが外で遊ぶ場所、確かに遊具がなくても遊べる時代はありましたけれども、そう

いった遊具も必要なのだろうかというふうに私は思います。長寿命化計画に、これは必要なので、長寿命化計画に沿いながらも、再整備するに当たって撤去するものは撤去し、新たな施設などを整備すべきではないでしょうか。青葉ヶ丘公園の敷地内に道の駅がありますよね、先ほど町長がおっしゃったように。その道の駅のリニューアルも考慮に入れながら進めるというご答弁でしたので、その道の駅に立ち寄った町外からの家族とか子供たちにも楽しんでもらえるような施設も整備すべきではないのかなというふうに考えております。道の駅のリニューアルも考慮に入れたオニウシ公園の再整備について再度町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しの公園、オニウシ公園の通称タコ公園と言われるところ、私の子供も小さい頃、赤い、赤いというか、あのタコの遊具が非常に子供たちには人気で、連れていってくれ、連れていってこれてせがまれた記憶を今ちょっと思い出しました。全国でもタコ公園というか、あの遊具がある公園というのもやはりどんどん、どんどん少なくなってきておりまして、なかなかあれを再現というか、再整備というか、するのが非常に難易度が上がっているというか、そういう状況になってきております。あの遊具自体をどうのこうのということではないのですけれども、やはりそこで遊ぶ子供たち、遊ばせる親御さんたちが安心して公園を楽しんでいただけるように、しっかりとその点を重点に入れて整備していかなければならないというところは重々私としても承知しているところでございます。ご指摘いただきました撤去するものは撤去し、そして当然撤去してしまうと足りなくなりますので、新たなものも加えるものは加えていくと、そういったことは確かにそのとおりであると考えております。

プラスオニウシ公園というところに関しましては、先般うちの担当課のほうでも様々ご説明、ご報告させていただいておりますとおり、道の駅の再整備というところを今検討させていただいております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、公園内にある道の駅というところを十二分に生かして、これは新たな観光名所という位置づけでブラッシュアップできる要素がいっぱいあると思います。当然公園として今のままあいった自然豊かな、そしてまた四季折々の様々な顔を見せる公園そのものを何とか維持してもらいたい、そのまま維持してもらいたいという声を上げている方も確かにいらっしゃいます。本当に多くのお声をいただきながら、そしてまた道の駅となりますと商売も絡んでくるところでありますし、そういった利害関係の方々の様々な調整、そしてまた本当に多くの皆様の意見をお聞きさせていただきながら、公園と道の駅と、そしてまた子供たち、多世代にわたって楽しめる、お買物をしなくても町民が楽しめる、そういった公園と道の駅とを含めた公園整備等々をしっかりと進めていかなければならないと思っているところであります。引き続き担当課のほうから様々な案、また計画等々をお示しする機会がくると思います。しっかりとしたものを議員の皆様、そしてまた町民の皆様にお示しして、またそのタイミングで様々なご意見をいただければ、しっかりと反映させていただくというふうに思っており

ますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○8番（千葉圭一君） ないです。

○議長（木村俊広君） ありませんか。

○8番（千葉圭一君） 以上です。

○議長（木村俊広君） 青葉ヶ丘公園の再整備についてを終わります。

次に、水道の構造物の今後についてを行います。

○8番（千葉圭一君） 続きまして、2つ目の水道の構造物の今後についてということでお尋ねいたします。

令和6年3月にて私一般質問をさせていただきました。質問事項は、水道の管路施設及び構造物の耐用年数と耐震性についてでした。そのときの町長の答弁の中で、森町水道事業水道施設更新計画を令和6年度に改定する予定であり、管路施設の更新をさらに推進するとともに、今後は森町浄水場の新築も視野に入れた更新計画を策定したいと考えておりますと回答しておりました。また、再度の質問で返答されたのが重要度という点からは配水池の耐震化、そして浄水場、取水場の耐震化、そして水源地から浄水場までの導水管、その次に緊急避難所に直結する配水管ですとか太い基幹配水管、そういった順番で優先度を捉えていますとの答弁でした。確かに町長の答弁どおり森町水道事業水道施設更新計画は策定され、完成しておりました令和7年度から今後10年間には管路施設は更新計画には含まれておりますが、優先度を決めていたはずの浄水場等の構造物の耐震化は一切含まれていないように思われます。10年後には町長が答弁して建築物の耐用年数の60年を迎えてしまうことになってしまいますが、今後どうするか町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

令和6年1月に発生した能登半島地震で水が使えることの重要性、公共性が改めて認識されたことから、国土交通省は全国の上下水道施設の耐震化状況について緊急点検を実施し、令和6年11月に結果を公表しました。さらに、全ての地方公共団体に対して令和7年1月末まで上下水道耐震化計画の策定を要請したことを受け、当町も森町上下水道耐震化計画を策定しました。計画目標としておおむね30年間で耐震化を完了することを目指し、令和7年度から11年度までの5年間では、被災すると極めて大きな影響を及ぼす基幹病院であります森町国保病院に直結する水道管の耐震化と鳥崎川から取水する導水ポンプ場と森町浄水場をつなぐ導水管の耐震化を目標としました。これと並行して当町独自の森町水道事業更新計画の改定を行うに当たり、国土交通省に提出した森町上下水道耐震化計画との整合性を考慮したことから、10年間は管路施設の更新としました。議員のおっしゃるとおり建築物の法定耐用年数は60年とされていますが、浄水場の更新に至るまでの年数は自治体によっては65年から90年以上と広く、それぞれの地域や浄水施設の特性などの様々な

条件の影響で差があります。改定した更新計画では、浄水場の更新を令和15年から令和24年までとしています。建築物においても早期の耐震化が必要だと思いますので、今後の更新事業に係る国の補助金対象の拡大等動向を注視しつつ、構造物の更新も併せて進めたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） そうしますと、令和7年度からの10年間については管路施設の整備、耐震化を進めていって、それ以降の10年間については、構造物ですか、その構造体の耐震化を進めていくということなのでしょうか。

実は、森町水道事業水道施設更新計画を拝見させていただいて、その中に令和7年度の国土交通省の水道関係予算案の高度浄水施設等整備費の採択基準に森町が適合していると明記してありました。ということは、その資料を読むと4分の1の補助率を利用できる可能性があるということでした。いろいろとあるのでしようけれども、大変なことは分かっていますが、それに対して4分の1の今補助率を受けられるのであれば、チャレンジしてみるのも手ではないのかなというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、今国土交通省のほうから様々なインフラに関する更新、耐震化、災害が起きる前に本当に現状を調査して、できる限り様々なものを素早く更新を進めていきたいと思いますという方針が出されております。この計画を策定した後ではありますけれども、つい先日国土強靱化の中期計画が閣議決定されまして、新たに、まだ閣議決定の段階ではありますけれども、総予算20兆円強という具体的な数字も出てきております。当然このインフラの老朽化というのは森町だけではなくて、様々な地域にとって共通する課題であるのかなと思っております。そういった中でありますけれども、国のほうでも具体的なこの予算的な数字が閣議決定され、そしてまたこれから加速化、国土強靱化、そういった重要なキーワードが骨太の方針等々にもしっかりと継続で掲載される、そういった方向性が見いだされてきております。そういった中において裏づけとなる財源がしっかりとしてきた、そういった状況も踏まえて、議員お話しのとおり、今後様々なそういった補助事業、そして当然これはしっかりとした計画の上での採択という、非常に基準は厳しいのであるのかなと思いますけれども、しっかりと様々な事業を活用しながら、今後も更新事業に関しては進めていかなければならないと思います。

そしてまた、計画上は管路、そういったものを先にというところでもありますけれども、当然取水地、そしてまた浄水場、そういったものが一気に仮に倒壊して使用不可能になるという状況がありますと、これは根本的に水を出せないという、そういった状況にもなりますし、当然タンク車等々を活用して各地域に配水するという仕事は併せて生まれるとは思いますが、本当に災害時の様々な行政のそういった能力というか、負担をなるべく軽減するためにも先に耐震はどんどん設備の更新は進めていかなければならないと思

いますので、しっかりとその辺りも進めてまいりたいと思いますし、適時議会のほうにもそういった情報共有はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○８番（千葉圭一君） 今のご答弁で結構理解することはできました。ただ、時間がかかるというのはもう十分承知の上でお尋ねしております。その上で、その構造物の取水地とか配水池、そういったものの耐久が65年から90年って言われますけれども、実際地震が起きてみないとどうなるか分かりませんよね、それはどこでもそうなのですから。そうすると、少なくとも補強、建て替えとかまではいかなくても、何らかの形で今の耐震性のない構造物を少しでも耐震性のあるものに補強するという考え方で耐用年数をもう少し延ばしていけるような、そういったお考えというのはないでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当然ながら建て替え等々ということになってしまいますと多額の費用がかかります。そういった面では、ある程度というか、実際そういったことが可能なかどうか、これはお金かかることではありますけれども、調査をしなければちょっと分からない部分もありますけれども、費用がなるべく低く抑えられ、かつ短期間でそういった機能強化を達成することができるのであれば、それはやはりそちらのほうを選択していくべきだなと私も思います。その辺りも適した手法をしっかりと検討し、選択していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 水道の構造物の今後についてを終わります。

次に、森高等学校内に高等支援学校開設についてを行います。

○８番（千葉圭一君） 引き続き質問させていただきます。

この質問は、令和５年の12月に一般質問を町長にさせていただきました。そのとき町長は、町内に高等支援学校が開設されれば選択肢も広がり、子供やご家族にとって大変素晴らしいことだと考えますと。北海道教育委員会において特別支援高等部進学希望者を受け入れるための配置計画を策定しており、令和８年度までの見通しでは道南地区は学級数、定数とも変更はありませんと。森高等学校施設内に高等支援学校開設は難しいと考えておりますが、まずは北海道教育委員会の考えを聞きつつ、高等支援学校開設の可能性について考えてみたいと思いますとのご答弁でした。令和８年度までは計画策定されているということで、それ以降に向けてあと残り１年と数か月ございます。大変厳しい状況ではあるのは存じ上げておりますが、これまでのこの１年半の町長の活動の経過と今後についてのお考えをお聞かせください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

令和５年12月に同内容の一般質問をいただきました。それ以降も北海道教育委員会の考えについては、森町教育委員会を通じて把握や確認をしているところです。公立の特別支援学校高等部につきましては、毎年北海道教育委員会において進学希望者を受け入れるた

めの配置計画を策定しており、公立高校学校配置計画と併せて注視しているところです。令和7年度に策定された公立特別支援学校配置計画においても、令和8年度及び令和9年度の見通しとして道央部で大幅な増加が見込まれている地域があるものの、方針としては既設の学校で対応するとしております。在校生総数の状況を見ても総定員数を大幅に下回っている現状です。また、先日公表された令和8年度公立特別支援学校配置計画案では、令和8年度には道南の七飯養護学校及び函館養護学校においてそれぞれ1学級3人減とする方針が示されております。森高等学校に特別支援学校高等部を設置するには、施設の整備や財源確保、専門性の高い教員の確保が必要となるなど、多くの課題が伴うのも事実です。これらのことから、森高等学校内に高等支援学校を開設することは非常に難しいという認識でございます。しかしながら、特別支援教育の充実は引き続き重要であると考えており、今後も北海道教育委員会と地域の実情を共有しながら支援が必要な児童生徒の教育環境の向上に向けた取組を模索してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 先ほども私述べたとおり、こういう高等支援学校を設立するのは大変厳しいというのは、前回の町長の答弁のときもそうだったように、今回もやっぱり子供たちの数も減っている中で大変厳しいというのは存じ上げております。でも、町内で同じ高等支援学校に行っている中で苦しんでいる親とか苦しんでいる子供たちが嫌々地元に残ることができなくてそちらへ行っているという、それも現実にはあるわけです。親にとっては、何年かかってもいいから地元でそういう支援学校が欲しいという要望があるわけです。それはごく一部かもしれませんが、あるわけです、実際に。北海道の教育委員会に対して森町がぜひ手を挙げていただいているというふうに考えるのであれば、森町として、町として独自の高等支援学校の考え方もしくは対応の仕方、親御さんへの対応の仕方、地方から来た子供たちの対応の仕方、これが今の高等支援学校にはない新たな発想で、こういった高等支援学校をつくっていきたいという話をぜひつくって、どんどん教育委員会にぶつけてみる。そして、その反応を見ながら、また改めてぶつけるというふうに、どんどん森町に必要なのだということをぜひPRしていければと。そうすることによって、その町民にいくごく僅かな人方かもしれませんが、その周りにいる人方も賛同して、町全体でそれが必要だというふうになるような動きができれば道の教育委員会の心も動くのではないかなと、私はそう思うのですけれども、町長のお考えを再度伺いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

千葉議員のほうには、ほかの議員にもそうなのかもしれませんが、本当に細やかな地域の声というか、そういった要望が届いているのだと改めて思わせていただきました。私のほうにも様々な本当にご意見、要望等々はいただいている、そういう状況でもございます。ただいま答弁させていただきましたとおり、そういった専門的な人材を確保す

る、そしてまた物理的なそういった施設としての在り方を大規模に変えていかなければならない。しかも、町と北海道と、そういった所管という分け目を超えて、そういったこともしっかりとしていかなければならない難しさというのが非常に課題としてございます。そういった点は、前回最初の一般質問でいただいたとき、今回の答弁の中にも重ねて改めてお話しさせていただきました。その点は、本当に議員の皆様にもご理解いただきたい点と思っております。

今議員のほうから森町独自のというお話がありました。具体的にそれがどういったものなのかというのは、やはり本当にいろいろ熟慮、そしてまた様々なことを考えながら形として表していかなければならない非常に高度な話なのかなと思います。そこで、私も先般から本当にいろんなことを森高校に対して行政として関わってきております。いきなり町独自でそういった養護学校を新たにつくって運営するという話はなかなか難しいという側面もありながら、やはりそこに向かうというか、本当に様々な個性のあるお子さんたち、そしてそのお子さんたちに対して様々な将来に対する選択肢、そしてまたそのお子さんの周りにいる親御さんとかご家族とか、関係する方々にとってみんなで幸せを感じながら生活していける、そういった森町のまちづくりをしていかなければならないというところにおいては、森高校という存在が私は本当に非常に大切だと思っております。今回の件も、やはりこの森高校という存在の中にあるという要素が非常にあります。そういった面で北海道教育委員会からも、これはそういった学校施設だけではなくて、先ほどもご質問いただいたインフラも全て含めての話なのですけれども、どれだけ地元の町民の方々、地域の方々がそういった要望、そして意見、そして自らがそういったことに携わる、そういった熱をやはり国なり、北海道に私は示していく必要があると思っております。そういった面でも、先般森町議会の議員の皆様から森高校に対する支援の政策提言いただきました。これは私たちにとっても、そして私たちを含めそれを上げる北海道、国に対しても、非常に有効というか、非常に重い、そしてまた地域が、行政も町民も一致団結してこの森高校の存続に向け進んでいると、そういったことをアピールする非常に強い道具となりました。そういったものも活用しながら森高校の存続、そして森高校の先生たち、そして今千葉議員がおっしゃる地域にいる様々な子供たちにとって森高に残って、森高というか、森の地域に残って生活し続けられる、そういった可能性を町も北海道も一緒になって考えていける、そういった素地が十分私はつくり上げてこれたのかなと思います。

改めてお話しさせていただくと、実際物理的にそういった養護学校を町独自でつくり上げるというのは非常に難しいと思います。しかしながら、物理的なことにかかわらず、そしてまた形にこだわらず多くの子供たちがこの森町で生活して、そしてまた一時的にはちょっと離れたところに通うのかもしれないけれども、学校以外でこの森町において様々な活動をほかの子供たちと一緒にみんなで活動できるような、そういった町にしていくことは私は可能なかなと思っております。具体的なことは、なかなか今の時点ではお伝えすることは難しいのですけれども、福祉の原点といいますか、教育も高齢者福祉も子育ても、

そしてまた障がい者福祉も含めて、本当にこの福祉の原点というものがまちづくりというところの原点と密接に関わっていると思いますので、私は町長としてこれからのまちづくりにはしっかりとそういった点は大切な部分として組み入れながら行っていきたいと思っておりますので、引き続き様々な意見交換をさせていただきながらも、広い面において北海道、そしてまた森高校に対して様々なことを投げかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○８番（千葉圭一君） 町長の答弁を聞いてお考えがすごくよく分かりました。時間はかかるけれども、お互いに子供たちのために頑張っていけるのかなというふうに感じました。

そこで、先ほど再質問のときに私お話しさせていただいたそのアイデアとかといういろんな話をさせてもらいましたが、町営という考え方も確かに一つにはあるのでしようけれども、私今回森高等学校の野球部の町外からの人方のその支援にちょっとヒントを得まして、今回のつらい子供がいるという話を聞いたときに、遠くへ行って、親から離れているから、親御さんが結局そっちへ行かなくてはならないと。だったら、森町に高等支援学校を設立したら親御さんも一緒に来れる、要はご主人とかは働いて向こうにいらっしゃるのだけれども、親も一緒に来て３年間町に子供と一緒に住んでもらえるような、そんな町の道に対してこういったことも今考えていますよ、できますよとか、それでしたら子供も安心だし、親も安心なのかなとかという、例えば一つの私の考えなのですが、そういったアイデアをぜひつくる場、町長が一人で考えていらっしゃるのか、教育委員会の皆さんも一緒になって考えてくださっているのか分かりませんが、ひょっとしたら私また同じ質問を来年、再来年にするかもしれませんが、でもそういった動きをしていただければ私たちも、町民も、私も議員としても道に働きかけたりすることは十分に可能だし、行政の皆さん方と手を携えて一緒にこの活動にも参加していけると思うのですけれども、再度町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

千葉議員お話しされたことは本当に大切なことで、私も町長就任してからもそうなのですが、密接に森高校、北海道というよりは現場の方々、校長先生はじめ教頭先生、各それぞれ担任の方々、そしてまた地域のＰＴＡの皆さん、行政、教育委員会、本当にみんなが一致団結して森町に高校が必要なのだと、これ運動って言うてしまうとちょっと言い過ぎかもしれないのですが、地域にとって必要だ、地域が栄えるため、地域が発展するため、地域の福祉のため、言うてしまえば地域の産業のため、人材確保のため、本当に様々なことにおいて必要である、それに対して我々も含め地域が一丸となってプレーヤーとして参画させていただく、そういったことを北海道のほうにこの間もアピールしてきました。そういったことはこれからも続けなければならないと思いますし、さらにブラッシュアップして、さらにその熱を高めて、様々な方々が活動している、そういった姿を北海道のほうに示していく、そういった必要があると思います。その中においては、大変あ

りがたいことに当然私一人でということではなくて、本当に議員の皆様も含め、地域のPTAの皆様も含め、直接森高校とかに関わっていないような方々でも、私財をなげうってというわけではないですけども、自分の仕事を脇に置いてでもいろんなことを協力するからねって言うてくれる方々本当たくさんいらっしゃいます。そういった方々と一緒にこれから力強く森高の魅力化、そしてまたそういったことをアピールすることによって外からやっぱり人が集まってくると思うのです。森高のために頑張りたいと思う人もそうだし、森高に通ってみたいという子供もそうだし、そしてまた、議員おっしゃるとおり、子供と一緒に引っ越してきて森町で暮らしながら子供を高校に通わせたい、これはもう究極の姿だと思いますし、こういったことが本当に達成できれば全国に発信できるくらいの高校魅力化のモデル事業になるのかなと思います。事業と言えるような型にはまったようなことではないのですけれども、むしろそれがかえって様々な方々が力を添えて、みんなで一致団結してやっているという姿そのものなのかなとも思いますので、この辺りに関しては森高校支援係というものも教育委員会の中につくらせていただきましたし、しっかりとそういった作戦会議ですか、みんなでやっぱり森高のために、森に住まう子供たちのためにというところをキーワードにして、私もしっかりと頑張っていきたいと思いますし、発信も行っていきたいと思います。また、情報共有に関してもしっかりと議会、そしてまた町民の皆様にも行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森高等学校内に高等支援学校開設についてを終わります。

以上で議席8番、千葉圭一君の質問は終わりました。

11時5分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、人口減少の歯止め対策について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） それでは、私のほうで1点、人口減少の歯止め対策についてを質問させていただきます。

森町には空き家が相当数存在しているように思われます。特によく目につくのは、家の周りが草だらけで、屋根や壁などが全く手入れされていない物件が多数存在しております。また、町有住宅や教員住宅、職員住宅、公営住宅等々に相当数の空き家があるように思われます。一方、北海道空き家情報バンクに登録されている家は僅か3件でございます。

そこで、これらの住宅を若干リフォームしまして、町外からの移住者に格安で賃貸するのはいかがでしょうか。また、帰省して地元で子育てをしたい人や親を支援したい方々には無償で貸付けし、入居期間が10年以上の場合には無償でその住宅を譲渡する特権を与え

るということで、人口減少の歯止めを図っていったらどうかと考えます。せっかくある建物の財産を遊休化せず、有効利用しない手はありません。これらの方策を取り入れることで、今後の森町の活性化を図るとともに、人口減少の歯止め対策ができるのではないのでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町内には一定数の空き家と現在利用されていない町有住宅などがあることは把握しております。空き家につきましては、あくまでも個人の財産であり、町が取得するには相当の労力と費用がかかるものと推察しております。加えて、仮に取得となった場合、町内の不動産業者との兼ね合いや借りたい方が現れるまでの維持管理が非常に懸念されるところであります。現在利用されていない町有住宅などにつきましても建築してから相当の年月が経過しており、時代のニーズに沿ったリフォームを施すとなると相当の費用が見込まれます。また、町有住宅などを移住者に格安で賃貸したり、Ｕターン者へ無償で賃貸、譲渡することは、現在入居されている方との公平性を欠くこととなり、現時点では相当ハードルの高いご提案であると考えます。

人口減少につきましては、当町にとっても深刻な課題である一方で、移住やＵターンを考える方々にとっては住環境や働く場の確保は重要な判断材料でもあります。これらを踏まえながら、当町の移住、定住対策として行っております地域おこし協力隊の募集やからまつの森の分譲、移住支援金、ＵＩＪターン新規就業支援事業の活用についてＰＲを図るとともに、町内不動産業者との情報共有にも努めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○５番（山田 誠君） 町長、今リフォーム等々については相当な費用がかかると、または公平性に欠けるということでございますけれども、私はそういうことではなくて、この人口増加、もう相当数減っているわけです、合併してから、森、砂原が。全然何も手は打っていない。減る一方です。これどう考えているのですか。やっぱりそうでなくて、人口が増加するということは、これ経済も発展するのです。経済が発展しますということは、お金が回るということなのです。回ることによって最終的にはどうなるかといったら、森町が活性化することなのです、町長。人口が増加しますと、前にも質問したときにも言っていますが、交付税算入が１人当たり大体25万から30万ぐらい来るわけです。人口が10人増えると300万ぐらい増える。100人増えると3,000万ぐらい増える。1,000人増えると3億です、増えるの。町長、こういうの財政係から提供ありますか。そういうことになれば、森町の財政が相当潤うわけです、町長。それなのにリフォームに少額の金がかかったからって、全然話にならぬです、それでは。町は何にしても財源が必要不可欠です、何するにしても。町は、財源が減少すれば投資的事業が全くできません。町長、ぜひ遊休化している各種住宅等々、または土地等々について有効活用して人口減少の歯止めをして、対策して頑張ってみるという考えがありませんか。私は応援します。町長の所見をお伺い

します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人口減少に関しては、当町も私が就任した頃から比べましても本当に格段にといえますか、大幅に人口は少なくなっている、そういった状況であります。その対策に関する事業に関しましてでありますけれども、町有の建物、そしてまた町有地等々に関して、これはどういった活用が一番いいのか、これに関して私どももこの間非常に様々なことを考えているところであります。先ほど最初の答弁でお話しさせていただきました空き家を町で取得して格安で貸すと、そういった事業に関して特化してお話しさせていただきますと、やはり現在賃貸物件を持っている、全てが埋まっているという状況ではなく、中には自前で持っている、商売としてやられている不動産事業者の方々でも空いている部屋を持っている方々はいらっしゃいます。そういった方々に対して、そういう事情があるにもかかわらず、町有建物を公費を入れてリフォームして、格安で貸し出してしまふということに関して特化してそういったことを実現するためには、非常にハードルがあるのではないか、非常に難しいのではないかと、そういった懸念を申し上げさせていただきました。

しかしながら、考え方として議員のお話するその中身に関しては、町で持っている財産を人口減少に対するその政策の一つとして有効活用すべきではないかというところが一番議員おっしゃりたいところなのではないかなって思って聞いておりました。そういった面では、最初の答弁でもう少し詳しくお話しすればよかったのかもしれないのですが、当然建築してから長く年月がたってしまっていて、非常に時代に即していないというか、あまりリフォームのしがないような、そういった建物に関しては、どんどん、どんどん逆に壊していつて、土地として有効活用できる面がないのかなというところを非常に私たちは模索しております。解体に関しましてもこれは費用がかかりますので、財政的な面を考えると順番にやっていくという話にはなってしまうのですが、この間うちの関係課とも話をさせていただいておまして、空いている土地に関しては、もうどんどん、どんどんこれは民間の方々に売却を進めていこうと、そのような方針で考えております。つい先日も、様々なお問合せもいただいている中で、空いている土地を有効活用したいというお話も本当にいっぱいいただいております。ですので、今は建物自体にお金をかけるといふよりは、古くて古くてどうしようもないような、そういう建物は壊して、土地として民間事業者に活用してもらうというのがある意味一つのステップとなるのかなというふうに捉えています。

そして、そうはいいいながらもやはり移住者にとってみれば、からまつの森というものがあるというものは森町としては発信させていかなければならない一方、この森町の本町地区というか、仕事場に近いようなところとか、そういったところに住むという話になるのであれば、これはやはりそういう方々に選ばれてもらう、選んでもらうためにはどういったことが必要なのかというところは考えていかなければならないと思います。そういった

点においては、お試しで移住をしてもらうための住宅、住宅というか、宿泊スペース、そういったものも、これは私町長なる前から、以前からずっと行っていることではありますけれども、そういったものの拡充ですとか、そしてまた今町内の方の中には、これは移住、定住というところに直接つながるかどうかわからないのですけれども、民泊事業をやりたいというふうなことをお話しされている方々が結構いらっしゃいます。そういった方々は、どちらかというと目をつけているのがそういった空き家になっている、本当の空き家というものです。そういったところを民間事業者さんの感覚というか、センスというか、そういったものを活用しながら、民間の活力を用いて、リフォームして宿泊施設として使っていきたい、そういった流れも一部あります。そういったことを、まさに官民というところであるのですけれども、官民の力を合わせながら空き家対策というところを進めていく、そういった考えも非常に大切であるし、その点に関してはこれはもうずっと続けてきているところでもあります。しかしながら、なかなかお金もかかることでありますし、民泊というところに関しても既存の事業者もいます。そういう点に関しては、課題はたくさんあるのですけれども、民間事業者のそういった活動にいかにして行政は手を差し伸べられるかということに関しても、これは併せて検討していかなければならないと思います。

総じて、まだまだ完全ではありませんし、まだまだ足りないと思います。当然今回議員からいただいた案、行政的にはなかなか課題がある、難しいというお返事はさせていただきましたけれども、その本質的な要素としては非常に大切な部分がある中には秘められていると私は思っておりますので、関係課に対してこれからなるべくお金がかからない、かつ官民の連携を深めながら、人口減少に資するそういった事業を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 町長も民間の活力も利用していきたいなというふうなことでございますけれども、私は療法的なものがあります。町長も前からも言っていますように、森町の例を取りますと駅前通り、ほとんどシャッター街になってきた。ああいう町もあんまりないです、状況が。もう少しああいうところにいろんな、例えば図書館的なものを作成すると人の出入りやるとか、そういうものをやっぱり考えていくべきでないかなと、私はそう思っております。

それで、空き家が多くなりますと何が起きるということになると、地域環境が悪くなるわけです。結局野良猫なり、野犬なり、ネズミ等々増えてくる。彼らのすみかになって、危険動物が増えてくる。すみかを与えるような状況になってくるわけです。不衛生にもなるし、生活環境が破壊することもあるわけです。それらを除去するためにも、空き家の処理は絶対必要なわけでございます。例えば町におかれて空き家対策室のようなものを設けて、設置して、町外からの移住者も念頭に入れまして有効利用化を図っていく、対策をし

てくということをやっぱり考えていくべきだと、住環境の整備が大事なわけです。森町、住みよいまちづくりをして、いかに人口減少の歯止めをするかということが非常に大事なことだと私は思っております。だから、それらのものについて各課知恵を絞って、森町に住みよい環境づくりを推進していくべきだろうと思います。そのためにも、この空き家の利用、活用は不可欠だと私は思っておりますので、その辺民間のその事業者の方々とも協力し合いながら、やっぱり有効活用を図って、人口減少の歯止めの対策として利用するべきだろうと私は、再三先ほどからも言っていますけれども、そう思っています。再度町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しの駅前通りのシャッターが閉まっているという状況は、まさに象徴的な状況、状態なのかなと思います。対策室というお話もいただきました。役場のとある課においては、危険空き家、これは安全、安心、地域のそういった点からの空き家対策というところを担っている課がございます。そしてまた、一方には移住、定住、議員がご指摘のまさに受皿としての空き家をどう考えるか、そういったことを考える課もございます。本当に関係課それぞれいろんな役割分担の中でそれぞれの立場で考えている、そういった状況もありますので、対策室というか、今この課もそうですけれども、一つの課題に対してそれぞれの課がそれぞれの立場で独自に考えるのではなくて、関係課それぞれが集まって、プロジェクトチームというものもつくりながら課題解決に向けて行っている状況ではあるのですけれども、特にこの空き家に関してはその持ち主に対してのご理解もいただかなければならないというのも非常にハードルの高い要素の一つとなっています。

駅前のシャッター通りのお話がちょっと出ましたので、例に出しますと、ご承知のことだとは思いますが、やはり居住スペースと以前の店舗スペースとが密接に関わっていて、誰か知らない方に貸すというのは非常にハードルというか、嫌がっているというか、ちょっと難しいと判断される方が結構多い状況であります。あの大通りに事務所というか、ちょっと事業をやりたい、そういった借りたいということを思った方が回ったこともあって、そういったときにはもうことごとく断られてしまったので、どうすればいいかね、町長みたいな、そういうことも相談されたこともあります。ですので、やはり議員お話しのとおり、それぞれの課で独立するのではなくて、空き家対策というところをいろんな観点から見てまちづくり、そしてまた人口減少に資する政策に結びつけていけるような、そういった会議体を1つ立ち上げて、プロジェクトチームもありますけれども、会議体を立ち上げて検討する、そういったことも行っていく必要があると改めて感じましたので、その辺りに関しては町長として前向きに考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 人口減少の歯止め対策についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、早期に桜の環境対策に着手を、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

早期に桜の環境対策に着手を。森町最大のイベントの桜まつりは、今年もたくさんの人に来ていただき、大変盛況で、喜んでいただけたお祭りになりました。青葉ヶ丘公園には約1,500本の桜があり、固有種を4品種有しており、現在新たな固有種の調査も進められてはありますが、老木化した桜が目立ちます。森町の花である桜の保全活動を今本気で取り組まなければ後世に残すことができないと考えます。総合的な方針、計画、そして実行するために樹木医、造園業者、行政、町民などが参加したチームをつくり、桜の台帳を作成し、個別管理による診断、治療をして桜を守ることが町の活性化にもつながると考えます。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

青葉ヶ丘公園の桜につきましては、毎年桜を専門とする樹木医へ管理、育成を委託しております。内容としましては、病気被害の治療、追肥、育成などが主な業務です。ご指摘の老木化した桜についてですが、樹齢100年を超えるソメイヨシノが青葉ヶ丘公園内には現在も数多く植栽されており、樹木医指導の下、延命できるよう対応してきているところではございますが、中には倒木等の危険なものもあることから、枝払いや伐採等を実施しております。これらの状況を踏まえ、延命の対策や植え替え等の方針について現在樹木医と相談しながら検討を進めているところであり、公園管理と桜木管理の担当部署間で情報を共有しているところです。今後につきましては、後世へつないでいくことをモットーに、樹木医監修の下、桜保全管理に関する計画の策定を行い、後継樹の育成、管理に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 再質問します。

森町もこれまでは何もしてこなかったというわけでは全然なくて、ただ、今関わってくださっている樹木医という方は多分、もしかしたらどこかで食い違っているのかもしれないのですが、樹木医の方は固有種に関しての樹木委託をしているって聞いていました。これまでも2014年には有志の方が桜の傷みが激しいので、危機感を抱いて、弘前に樹木医とか造園業者さんなど、行政もそうなのですが、チームをつくってやはり視察に行っています。その後2017年にもその樹木医さんが古木の多い桜を守るために地域住民と町と一緒に考え、地域による桜の里づくりを目指した保全の講習が開かれております。商工労働観光課でも今後は広く参加者を募る予定でしたが、その後そういう開催はなく、観光ボランティアガイドの皆さんによって支えられているような感じを受けました。

私も今までは、森町の桜はやっぱきれいだな、巨木すごいなというぐらいにしか感じていなかったのですが、来年もこのように咲いてくれるといっぱいの人が来てくれていいだろうなというのですが、このようなきれいな桜を咲かせ続けるためには、やはり

人の手がきちっと入らないといけないということに今回分かりました。ソメイヨシノに関しては、手をかければかけただけの反応があるということです。森町は、その観光ボランティアガイドの方々や固有種を管理してくださっている樹木匠さん、そして長年桜の維持管理をしている造園業者さんによって支えられてきました。町の宝であるこの桜を未来へつなぐためには、専門の樹木匠さんを森町に配置する、もしくは桜維持管理専門職員という職員を配置する、そして積極的に取り組む必要があると考えます。その下、やはり環境対策として個別のカルテをつくり、診断して早期治療し、樹勢回復事業を計画的に進めていかないと、50年、いや、それよりも20年後には同じような桜を見ることができなくなるのではないかと思います。町長もそれをお感じになって、桜保存再生管理計画策定を公約の中に入れていらっしゃると思います。そして、今年の行政執行方針の中でも観光資源である桜の保存や長寿による老化にしっかりと対応していきますとありますが、今までのやり方を続けていって多分若い人たちに継いでいかれない。今本当に20年前に携わってくれた人たちが一生懸命やっている状態なので、その先、今後の50年を見据えた方針を考えていかなければならないのではないかなと思うのですけれども、町長の所見再度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、議員お話しのとおり、この公園の桜の維持管理に関しては、当町担当課だけでは当然なく、造園業者様もそうですし、本当に観光ボランティアガイドの会の方々においては桜まつりの期間中だけにとどまらず、年中自身のお仕事もあるにもかかわらず公園内を見ていただいて、一つ一つ桜の木、桜の木だけにかかわらず公園の中にあるそういった木々に対して非常に関心を寄せていただいている、それを担当課、そして私にも直接情報共有をしていただいている、そういった状況でありまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

そしてまた、議員お話しの中にも大切な要素が1つあると思ひまして、若い人たちにどうやって人的継承をしていくか、これは桜に関してもそうですし、森町の文化、そしてまた芸能、芸術、そういったことに関しても非常に共通的な課題があります。そういった面に関しても昨今、今回の桜まつりでもそうでしたけれども、これもまた観光ボランティアガイドの会の皆様のご協力を得まして森高校の高校生たち、そしてまた中学生も来ていたかな、高校生の方々を中心として観光ボランティア、観光ガイドの体験みたいなことも一緒に企画していただいたりしました。そういった要素も非常に大切だなと思ひますし、専門職の配置等々、様々なご意見もいただきました。どこまで直接的に人員配置をどのようにするかというところは検討しなければなりませんけれども、このままでは本当に桜が維持できないというのはもう目に見えています。

この間全国で有名な先生が来ていただきまして、議員も一緒についていただいていたという話も聞いております。やっぱり町民の皆様においても、これから桜を維持するためにはどういったことをやっていかなければならないか、ただ単に今あるこの形をこのまま残

したい、このまま見ていたいということをどこかで変えて、そういった意識も飛び越えて、長く公園の中にある桜を維持するためにはこういったこともやっていかなければならないということも私は町長としてしっかりとオープンにしていかなければならないと思います。

1つ例を挙げますと、これもこの間来ていただいた先生からお話しいただいた今は元気に咲いている桜であっても一旦伐採して、もう切ってしまっただけの状態にして、その根っこの状態に接ぎ木というか、そういったものをして、この次の何十年後のことを考えて、そういった非常に町民にとっては賛否の分かれるようなことかもしれません、景観が損なわれるという状況でもありますので。しかしながら、そういったことも今しっかりやっていかないと、この先10年、20年はもちろんそうですけれども、50年とか、言ってしまうとあと100年とか、そういったところにつながっていかないのではないのかなと思います。当然50年前、100年前は、先達の先輩の皆様方がいろんなことを試行錯誤をしながら、力を合わせて努力して、ご尽力いただいた結果が今の公園であると思いますので、そういった先輩皆様の思いを継ぐためにも今やらなければならないことをしっかりと整理して、これは町長の政策、私も公約に上げさせていただいたこともありますので、しっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 町長も同じような考えをされているということで、この事業は進んでいくのかなと思っております。

そこでなのですけれども、某ビールメーカーがやっている晴れ風アクションというのを町長もご存じかどうか分からないのですけれども、本年度より、桜AIカメラというのがありまして、携帯で桜の木を写すとそこからいろんなデータを蓄積してデータのもとに飛ばすということができるようになっていきます。これは今回新種の鑑定に来ていただいた勝木先生や多くの樹木医の監修の下で開発されたデータ収集ができるというAIカメラがありまして、それを使って町民また観光客、そして学生など、森高生とかがそういうのを公園に自由に行ってばしって撮って送るということでデータが蓄積されて、1本1本やらなくてもいいような取組もありますので、ぜひそういうのを活動の中に入れていただいて、桜を自分たちの木として関心を持ってもらう、そういうことをしてほしいなと思います。

また、その晴れ風アクションでは、売上げの一部を桜の植樹や保全活動に寄附する活動も行われております。北海道では、新ひだか町と本別町が登録しております。森町もここで官民一体となって、体制と方向性を決めてエントリーしたらいいと思いますが、いかがでしょうか。この森町の美しい桜を全国に発信することにもなりますので、いい効果が得られるのではないかと思います。

この森町は、森町というぐらいですから、もちろん桜はすばらしいのですけれども、そのほかにも道指定有形文化財の茅部栗林や町指定の天然記念物の行幸柳などをはじめたく

さんの木があります。やはり森町には樹木医を配置する必要があるのではないかと。そして、本当の専門家の桜の先生たちとも協力しながら桜、そして森町のその大切な木を守り育てていく。今まで地道な努力と情報と知識を養ってこられたボランティアの会の方々とか樹木医さん、そして造園業者さんがやはり行政と連携して、チームをつくって町民参加型の活動をしていく、ただ見るだけではない育てる活動というのもしていかなければならない時期に来ていると思いますけれども、町長、もう一度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しいただいた晴れ風アクション、すみません、ちょっと私存じていなくて、担当課のほうでは把握しているのかなと思いますので、詳細確認させていただきながら、今お聞かせいただいた段階ではすごくいい取組かなと思いますし、まさに町民皆さんを、みんなで一体となってやるというところでは、アプリを使いながらということのかなと思いますので、非常にアクションを広めやすいのかなというふうにも思っております。ちょっとこれは確認させていただいて、ぜひ検討させていただければと思います。

樹木医の配置に関しましても、これは樹木医として町職員として配置するというその機能を外部委託等々でなるべく経費をかけないで同等の機能を有するるのであれば、それはそちらのほうを検討させていただきながら、今回ご指摘いただいたその趣旨というか、こういうことが大切だというのはよく理解させていただきましたので、直接樹木医を配置するということではないのかもしれないですけども、そういった必要性、機能強化というか、体制強化はしっかりと進めさせていただきたいと思います。

何よりやはり、繰り返しになりますけれども、町民参加型というのが、議員お話しのとおり、この公園管理、桜の管理、また文化、芸能、芸術の継承には非常に大切だと思います。やはり自身がプレーヤーになり、自身が楽しむだけではなくて、次世代につなげるためには自身は何ができるのかという、何を考えなければならないのか、何をアクションしていかなければならないのかということに関して、こういったアプリ等々も活用しながら、町民皆様に同じ意識を持っていただいて、みんなで取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 早期に桜の環境対策に着手をを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、森町水道事業の持続性と給水管とメーター口径の不整合問題について、議席12番、東隆一君の質問を行います。

○12番（東 隆一君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

森町水道事業の持続性と給水管とメーター口径の不整合問題についてお伺いいたします。森町水道事業について、今後の人口減少やインフラの老朽化、職員の技術後継など総合的な課題が山積しております。その中で町民の皆様から寄せられた切実な声として、給水管の口径と水道メーターの口径が一致しておらず、本来より高い料金を支払っているのではないかと問題の指摘がされております。実際に13ミリの口径の給水管に対して20

ミリの水道メーターが取り付けられ、20ミリ相当の基本料金が課せられている例は複数確認されております。給水能力そのものが変わらないのであれば、料金負担だけが大きくなることに疑問を感じる町民が多くいらっしゃると思います。さらに、近隣町村に確認したところ同様の不整合は起きておらず、森町特有の運用である可能性も示唆されております。このような現状は、水道事業に対する信頼を揺るがすものであり、町のインフラを守ること、安心して住み続けられる町長の言う誰一人取り残さない、その根幹を担う水道事業の健全性と透明性が全町民にとって極めて重要です。将来の世代にも責任を持てるよう、今こそ根本的な見直しと改善を望みます。そこで、3点ほど町長に伺います。

1、現在森町の給水区域において、給水管の口径が13ミリであるのに、20ミリの水道メーターが設置されている事例は、件数は幾らぐらいあるのか。

2、メーター口径の選定基準は、現在どのような基準、ルールに基づいて運用されているのか、また文書化されているのか。

3番、今後町としてこの問題にどのように対応し、町民にどのような形で説明責任を果たすつもりなのか。

3点伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目の給水管の口径が13ミリであるのに、20ミリの水道メーターが設置されている事例や件数ですが、このケースは公共下水道への接続が開始された平成13年度以降がほとんどのため、平成13年度から令和5年度までの23年間で859件となります。

2点目のメーター口径の選定基準ですが、森町水道事業給水条例施行規程第9条第4項に規定されております建築物の所要水量を計算し、給水装置工事設計施工指針、メーター口径決定基準表に照らし、口径を選定しております。また、ホームページにメーター口径についての説明を掲載しております。

3点目ですが、給水管の口径と水道メーターの口径は必ずしも一致するとは限りません。水道メーターの設置については、新設、改造、そのような工事にかかわらず給水装置工事の申込者が指定給水装置工事事業者へ委任した上で申込みされ、それを上下水道課で審査、確認した後設置されます。13ミリの給水管に20ミリのメーターが設置されるケースは、建築物の給水装置の規模から本来20ミリの給水管を新たに布設すべきところ、給水工事申込時に既設管の13ミリに接続願届出書、念書を提出され、許可しているものですから、申込者は承知のことと存じます。また、水道料金に係る給水契約も森町水道事業給水条例にのっとり、20ミリの水道開始申込書が提出された上で契約となっておりますので、何ら問題とは捉えておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○12番（東 隆一君） 再質問をさせていただきます。

この件に関しましては、20年前、平成13年の下水道供用時期と重なります。町長は、な

ぜ今頃とっておいでだと思いますが、当時の議員2名が平成14年と15年に一般質問をしております。当時の議会記録を読みます。14年は、議員の質問として、水道を接続することにより、水道メーターの口径が現行13ミリであったが、ほとんどの家庭が20ミリに変更されましたというふうに14年度には質問しております。平成15年の質問には、この接続工事をする事により、上水道の口径数が13ミリから20ミリに変更されたことについてこのときの説明がなかったように思います。工事を完了し、多くの下水道と接続した家庭では基本の水道料が上がりましたというような苦情が多数寄せられて、この質問になったと思うのです。ということは、これ多分下水道を接続したときに13ミリの口径のところ本来だったら13ミリのメーターがあるはずが下水道をつけることによって蛇口が増えたと、そのことで20ミリのメーターをつけてしまって請求されている、そのときに何も説明がなかったということで相当数の方が苦情が出ていました。だから、そのところをこれ多分言っているのだと思います。その中で町の説明としては、そのときに町長が説明しないで、代わりに当時の水道課長さんがこのような答弁しています。現在では口径別料金が主流となつてございます。口径別料金は、その使用用途にかかわらず給水装置の規模によってメーター口径を決定し、料金を区分するものです。例えば1か月当たりの使用量によるものではございませんで、蛇口数や蛇口の口径等により一時に使用する能力の大小によって区分する制度でございまして。この基準は、旧厚生省の要請により水道協会が作成した水道装置設計施工指針に基づくものでございまして、一般の家庭につきましては口径13ミリの蛇口4個までメーター13ミリ、5個から10個までは20ミリになってございまして、このように答弁されているのですけれども、そこでお伺いしたいのですけれども、今ここで言われている1個から4個、5個から13個というような答弁されているのですけれども、これからいきますと本来は、これ私も日本水道協会のほうに伺いましたら、この運用をされているのは当町だけというふうに伺いました。ということは、先ほど言ったようなことを質問しましたら、質問というか、聞きましたら、口頭で当町だけの基準になっているみたいですね。全国的には、ここの森町だけがこの運用をされているのだというふうなことを回答としていただいているのです。ですから、ここの部分、本来だったら13ミリの引込線ありますね。13ミリの引込線から要は家の中の配管までを全部給水装置という見方をしているのです、水道協会のほうは。ですから、本来は本管から入っている管がもしも13ミリだったら、13ミリのメーターをつけるのが妥当ですよ。20ミリの管を引いているのだったら20ミリのメーターが必要ですよ、そういうふうになつていっているわけです。ですから、それをなぜ13ミリの口径がついているにもかかわらず20ミリのメーターをつけて、当然そこで料金変わってくるわけです。それが多分苦情の原因だったと思うのです。ですから、森町の運用の仕方自体が多分、どういうふうになっているのかはちょっと分かりませんが、水道協会のほうの回答ではその運用の仕方がちょっと幾らか何かずれているのではないのかなというふうな言い方をされているのです。ですから、それは間違っているとかなんとかという話ではなくて、そのところの多分町長は全くこれ関知し

ていなかったことで、多分担当のほうから説明されたのだと思います、この答弁に関しては。ですから、森町としては、これもう一度、もう一度その水道協会のほうにも確認して、13ミリの口径に13ミリのメーターついて、あと蛇口が何個でも別に問題がないのです、ほかの町村。この近郊町村に全部電話したら、13ミリの口径に対して13ミリのメーター、全部それで運用しているのです。森町だけが13ミリを引っ張りました、13ミリの口径ですよ。そのとき下水道とつなげるときに、要するに蛇口が増えましたよと、5個以上に増えましたよと。だから、20ミリのメーターなのですよというような説明を当時しているのです、住民がそういう形で質問したときに。ですから、そのこのところどういうふうに捉えているのかちょっとお聞きしたいのですけれども。多分答えれないと思うのです。町長これ多分確認していない、私がおととい水道協会のほうに確認したら、そのような答弁をいただいたので。ですから、そのこのところ答えなければ答えなくもいいです。水道協会のほうのその指針としては、そういう要するに13ミリの口径、先に13ミリの口径、径ありますね、その13ミリの径が確定したら、それがメーターですよというふうに言われていたのです。20ミリの径だったら20ミリですよ。それがこの答弁では、先に家のほうの、家というか、メーターから後のほうの要するに蛇口を先に決めて、それからメーターを決めているという、ちょっとその運用の仕方というか、解釈の仕方をそういうふうにしてメーターをつけているので、若干このところで多分問題が出てきたのかなと。

下水道に今連結する方というのは、年に1回か2回、3回とか、その地区によって。ですから、そんなにたくさん苦情というのではないと思うのです。町のほうの説明としては、5個から13個が20ミリですよってなれば、それがそうなのだというような形で、変に、えっ、何で、だけれども13ミリの要は水量しか来ないのに、何で20ミリのメーターつける意味があるのですかということ疑問に思っている方もたくさんいらっしゃるのです。ただ、それはそういうふうな形で説明されたので、町の決まりなのかなと思って、変に納得して誰も声は上げないでいたのが現状だと思います。その中でたまたま今回20年後、今またこれがよくよくこれ見てみたら、いろんなところ、今ネットなんかでいろいろ調べられますので、そういうところから入っていったときに、どうも条例とはちょっと、条例のどこなのだろう、では水道の結局水道協会に当たってみたら、どうも水道協会そういう見解は出していないと。どこでそういうふうにかみ合わなくなったのだろうという部分があるので、そのこのところを町長、答弁できなければ答弁要らないですけれども、できるところだけ答弁していただければ。いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

前提として、いただいたご質問をどのように私が理解して今答弁するかというのをちょっと前段でお話ししないと、多分食い違ったまま進む可能性があるのです、今東議員からいただいたその質問の中身というか、趣旨というか、過去、平成14年っておっしゃいましたね、その頃に下水道の接続の事業があって、そのときにその事業をすると家の中の水量が少し上がるという判断の中で基本料金が上がったと。それを知らなかった、どうなってい

るのだ、いきなり基本料金上がったというクレームというか、そういうことが過去あったと。そのときに町のほうからは、こういう水道協会の方針、料金の決め方、こういうふうにとつて基本料金を決めなければならないので、水道料金の基本料が上がったのですよ、今後もこういうふうに町としては水道料金の決め方は運用していきますという説明がそのときに議員さんの一般質問の中の答弁でなされたという話がまず1つありました。

日本水道協会のほうにお問合せされて、給水装置、言葉だけで話しするとちょっと分かりづらいのかもしれないのですけれども、家の中の蛇口の数、管も含めて、メーター、そして本管からの引込みの今13ミリとか20ミリとかという話のあったその管一体ひっくるめて給水装置であると。その中で、基本料金を決めるその根拠になる基準、家の中の蛇口が1栓から4栓までは13ミリ、5栓から13栓までは20ミリという、そういった方針、その基本料金を決める算定基準を運用しているのは森町しかないのではないかという返事をいただいたというふうにおっしゃっていたのですけれども、そこに関しては答弁の中で説明させていただきます。お話しされたとおり今私はちょっとお話ししていますので。そういうふうに質問をいただきました。

そのトータルのお話といたしましては、町としては基本料金を設定するその根拠、日本水道協会が示している家の中の栓が1栓から4栓は13ミリ、5栓から13栓は、13栓というか、5栓以上は20ミリというところの運用に関しては、この間ずっとそれを変わりなく運用してきている、そういった状況であります。これに関しては、日本水道協会が示している指針でありますので、運用に関しては特段これが特殊なものであるとは認識していません。家の中で使うその栓の数に対して基本料金、全体の水量を総体的に計算して決めますので、その点に関しては自治体によっては、例えば蛇口が1つから6つまでは13ミリ、7つからそれ以上は20ミリ、そういったようにちょっと違いのある自治体はあります。しかしながら、森町だけが特化してこの1つから4つが13ミリ、5つ以上が20ミリという運用が森町だけという認識は私たちはしておりませんし、その辺に関しては水道協会のほうに問合せされたとしても、その点に関しては料金が高くなる要因の一つとして特殊な事例であるというふうな返答は私たちもされてはおりません。そういう認識であります。

そういった中において、今回本管からの引込み管が13ミリなのに、何でメーターが20ミリで、20ミリの基本料金を払っているのだ、その事例、本来であればもうちょっと詳しくその具体的な事例をお話しいただかないとなかなか答弁しづらいのですけれども、例えばの事例でお話しさせていただきます。例えばとある家庭で蛇口が4栓までしかない、そういった家庭がございました。本来その元からある家で本管からの引込みの水道管が13ミリであると。13ミリのメーターを使っていた。今回リフォームして、例えばですけれども、キッチンをもう一個増やしました、トイレも1個2階につけました、なかなかないですけれども、風呂も1個つけました、蛇口が4栓以上、6栓、7栓に増えてしまいました、そういう工事をしなければならなくなりました。そういった工事をしたいのですけれどもという話がうちのその担当課に来ますと、うちの中でいろんな計算をさせてもらいまして、

基本料金の計算を、審査というか、させてもらいます。その中で、今回こういうリフォームするのですね、4 栓以上、5 栓以上になってしまうので、基本料金20ミリの基本料金になります、メーターも20ミリにしなければならないです、本管から引込みのそういった水道管も20ミリに直してください、全体の給水装置、使う水の栓、メーター、給水管含めて給水装置を20ミリ相当に直して改築していただきたい、いただかなければならない、そういった決定が下されます。その中において、いろんな当時時代背景があったと思うのですが、なぜこの13ミリの管のままメーターが20ミリなのか、その一つの例を言いますと、なかなか既存の家の改築において中のリフォームします、この給水管も一回掘り起こして本管から20ミリにつなぎ直さなければならないという工事に関しては、非常に工事費もかかる。そういった経済的な負担を軽減するために、特例といいますか、本来20ミリの給水装置で、管も20ミリにしなければならないのですけれども、そういった事情があるという申出をいただけるのであれば、この引込み管は13ミリのままでも大丈夫ですよ、ただし水量が変わってしまう、そういった懸念もあるので、そこはご承知ください、そういった願、さきの答弁でもお話ししましたけれども、そういった申請書を出していただいて、特例で13ミリのままで20ミリの給水装置を活用していいですよという、そういった制度があります。その願を出していただいてあるので、13ミリの管、20ミリのメーター、そして5 栓以上の中の水栓の数という、そういう状態の形態が生まれていると、そのように認識しております。これを本来13ミリの要素、13ミリの基本料金のその水道の総体的な使用量がないにもかかわらず20ミリのメーターを意図的に、意図的にといいますか、何か間違いがあったて私たちがつけて、今こういう状態になっているというような状況であるとは、私たちはそのように認識しておりません。今回そういった様々な水道をまずは普及させなければならない、その後に下水道を普及させなければならない、そういったお声をいただいて、こういうふう水道料金決めているのですよという活用をしている。説明が足りなかったという、当時ですね、平成14年の話。当時そういうお声があって、ではオープンにしていましようという流れの中でそういった議員ご指摘の現状があるというのは承知しておりますが、我々に何か違法的なそういったものがあるとか、現在の条例、運用規則において現状とはすごく異なるような、そういった状況であるというふうな認識はしておりませんので、改めてその辺りはそのように発言させていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

（「はい」の声あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

（「どうしたの」の声あり）

○議長（木村俊広君） 結構何かぐるぐる回るので、ちょっと整理してもらったほうがいいかなと思うので、昼食に入りたいと思います。

1 時20分まで暫時休憩します。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

再々質問。

○12番（東 隆一君） 再々質問させていただきます。

1つ確認したいのですが、これはちょうど下水道の供用の時期から始まっているのですが、今どんどん下水道工事が始まっていて、始まっているというか、各地区どんどん進んでいて、そのまま下水に接続しない方もいらっしゃると思うのです。その中で既存の、地区によっては実際に13ミリの口径で13ミリのメーターで、蛇口が6個とか7個ついている方も当然いらっしゃると思うのです。そういうところの料金の、料金というか、そういうところの整合性はどういうふうにとっていくのかということをお聞きして再々質問とします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今回のご質問の中で、いろいろなこの観点ですとか、いろんな論点を交えさせていただきました。ただいまご質問ありました下水道事業開始の時期、一つの例として挙げられたのかなというふうにも捉えています。この森町の上水道事業というものが昭和50年から開始になりまして、やはり年が進むにつれ、昭和のそういった時期とは違い、生活様式、またライフスタイルというか、例えば今おっしゃった下水道の話もそうです。水洗トイレというところも1つだと思いますし、例えば家電、洗濯機のそういったもの、また水栓の蛇口の仕様、またお風呂が当時はあんまり普及していなかったところもどんどんお風呂がついたり、シャワーを使うようになったり、本当に生活様式の変化に伴ってどんどん、どんどん水の使い方、量、またそれに伴う料金の決め方というのはしっかり定めていかなければならない、そういった必要性が出てきたのかなというふうに思っています。

1 質目の答弁でもお話しさせていただきました。基本的には森町水道事業給水条例施行規程第9条第4項に、基本料金というか、その家の所要水量に対して基本料金を設定し、メーターが決まるという条例を、条例というか、規定を設けさせていただいているところでございます。その点の運用に関しては、これからもそうでしたし、これからもその規定にのっとって、指針にのっとってしっかりとこれは運用していかなければ、そもそも水道事業という企業会計の在り方、それを持続可能という言葉をお借りするのであれば、収入と支出の関係もそうですけれども、やはりこの事業の財政をしっかりと担保していくという意味でも決められた規定どおりこれは進めていかなければならないと考えております。

繰り返しの答弁にはなるのですが、当時やはり先ほども少しお話しさせていただきました上水道事業が始まったその昭和の時代とかに関しては、当然水道を使う家庭も少

なかったと思いますし、ある程度の水圧というものも13ミリの管でも出ていた、そういう実態ももしかしたらあったのかもしれないなと思います。そういった中において、規定が13ミリでも家の中は蛇口が6個とか7個とか、そういった家が存在するのは、現状としてはそれはあり得るのかなと思います。その辺の方と今回の東議員ご指摘の事例との料金の整合性という話ではあるのですけれども、それこそ当時の方々にとって水道事業が開始になったときの規定で進められていたそういった仕様の方々に対して、その方々に対してもこの同じ今回の規定の料金を急に併せて料金を徴収するという判断には当時の理事者は至らなかったのかなというふうに思います。そのことについては、多分という言い方はちょっとなかなかするべきではないのかなと思いますけれども、当然行政が一方的に進めているということでもないと思いますし、当然諮るべきタイミングで諮るべきことを議会のほうにも諮っていると思います。

今回いろんなパターンのケースの方々が町内にいらっしゃるという話を東議員のほうからいただきました。当然この今回の一般質問のご質問と私たちからの答弁に対して、ではこういうパターンはどうなのだといういろんな話をさらにいただく可能性も議員のほうにはあるのかなって思います。そういった点に関しては、私たちのスタンス、方針としては最初の答弁と変わらず、一貫してこの運用を通じて進めていきたいと考えております。また、様々なそういった仮に疑問を持っている町民の方々がいらっしゃるのであれば、そういうお問合せがもし議員のほうにあるのであれば、これはうちの担当課のほうともまた相談をさせていただいて、どういった答えをしっかりと納得いただける、納得いただけるというか、事実を淡々とお話ししていただくになってしまうのですけれども、そういったこともご相談させていただきながら対応させていただければなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町水道事業の持続性と給水管とメーター口径の不整合問題についてを終わります。

以上で議席12番、東隆一君の質問は終わりました。

次に、函館本線（旅客）廃止問題への対応状況について、水産、加工業の不調への支援について、複合施設建設の検討資料の作成状況について、公職選挙の投票支援の実現について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

最初に、函館本線（旅客）廃止問題への対応状況についてを行います。

○6番（野口周治君） 1問目です。札幌までの新幹線が開業したら並行在来線の沿線自治体は、並行在来線の経営分離を前提に代替交通手段を考えねばならないことになっています。具体的な代替手段は、第三セクター化またはバス路線への転換などです。第三セクター化には巨額のお金が必要だし、バスは従来の路線さえ維持できなくなっている破綻した選択肢です。森町は、このままでは代替交通手段がないままで在来線の廃止を迎えることになりかねない状況です。公共の都市間交通手段が確保できなければ基本的な町の力が大きく損なわれます。この問題は、町の第1位の優先課題の一つであると言ってよいので

はないでしょうか。

ここにきて、その新幹線の工事の完成が数年単位で延びる見通しとなりました。見方を変えれば、森町として在来旅客線をどうするのがよいのか改めて考え、近隣自治体と共に道や国とも議論する時間が生まれた大事な局面です。そこで、道の対策協議会の渡島ブロックの会議やその幹事会ではどういう議論がなされているのか、森町の立ち位置を含めて説明してください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

昨年の9月会議でも同様のご質問をいただいたところですが、北海道新幹線並行在来線対策協議会の渡島ブロック会議につきましては令和5年12月の第10回を最後に開催されておらず、その際には北海道から札幌延伸に伴い経営分離される函館線における交通モード別の収支予測の中間精査とバス運行に関するたたき台が示されたところであります。その時点では、2030年の北海道新幹線開業5年前となる令和7年度中に第三セクターへの移管かバスへの転換について方向性を見出すことで合意をしておりましたが、開業時期の延期によりまして今年の夏に予定されております第11回ブロック会議でどのような提案がなされるのか注視しているところであります。

また、幹事会は、今年の3月26日に第19回目が開催されておりまして、同様に北海道から北海道新幹線開業時期の延期に関する概要説明と新函館北斗森間などの交通モード別の課題の洗い出しが行われたところです。今後のブロック会議等で提案された交通モードが町民にとって最善なものか見極めるとともに、町民のご意見にも耳を傾けながら、声を上げるべきときとはしっかりと伝え、また沿線自治体と協力すべきところは手を携えながら、非常に重要な課題でありますので、ただいま申し上げたスタンスは一貫してまいります。

北海道新幹線の開業延期によって並行在来線の経営分離後への関心が決して薄まることのないよう、引き続き沿線自治体との情報共有や意見交換に加え、ブロック会議での議論を重ねてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 第11回のブロック会議の議論を待つということですが、片方で新幹線の延伸を推進する立場の人たちは、主体は違いますけれども、去年から今年、札幌延伸推進会議という鉄道・運輸機構が主催した形の会議を早速やっています。これは、自らの延伸に関わる事態の揺れに対しては即座に対応をして、そこに関わる人たちを呼び集めて、その議事録読み込みましたが、結局のところ早く造ってくれという声を集めて、その中で延伸の時期が延びることによる事業費の増加、3分の2は国、3分の1は自治体を持つという立てつけだったはずですが、これについても考えてほしいという声には何ら返事をしないままで会議は終わっています。これは、知事が半ば仕切る形で行われたと理解していますが、要はこの事態の変更を迎えても、とにかく延伸はやるということであってもそれに伴う配慮なり、新しい提案なりということは何ら感じられない会議であった、とに

かくやるぞの氣勢を上げる会議と言ってもよいのではないかと。

片方で、延伸によって事情の変更ある意味で生まれたかもしれませんが、同じようにバス転換ではどうだという話を現実的な選択肢としては大きく捉えていたはずですが、そのバス会社が自ら既にあった定期便の路線さえも維持できないとして撤退をしている、これを認めざるを得ない。この火の粉は、森町としてもろに受けているところです。この同じことが今度はこれから始まるであろう事業について当てはめたら起きること、それは無理ですという返事が来る、そのことは既に山線のほうでそうなってしまう。これほどの事態の変化が起きているのに、推進側、もっと言えば鉄道側でなくて、言わば国の鉄道局だとか、道はそこに対してどうするのという話は何も見えてこない、こういうことではないのかということをお私は一番問題だと思っています。このことを町が右から左に動かせるなんて当然思いませんが、そのことに早く臨んでいかないと、ずるずると最初は約束したとおりですよという枠の中に置いてけぼりになってしまう、そういう話ではないかと思うのです。こういう事態が変わったことについて、運営、進める側が動かないのであれば自治体の側から動かない限り恐らく何も起きないのではないかと。つまりこちらから動くことを真面目に考えない限り、置いてけぼりがますます確定していくぞと。せつかく時間ができたのだから、このことをもっと踏み込んでいくべきではないかと考えるところです。その点について、何ら姿勢は変わらないとおっしゃいましたが、私は今はさらに踏み込んだ考え方が必要、もちろんいろんな利害があるし、駆け引きもある、それは分かります。ですが、その中で町がどうなるかの最も基本的な要素の一つが損なわれかけている中で、どうするかということをお今語らないでどうするのだということではないでしょうか。

あわせて、1つだけ確認もさせてほしいのですが、先ほどの延伸に伴う事業費の3分の1は自治体というので、私は駅を持たない森町には直接は何もかかってこないものと理解をしていますが、ですが結局道の負担分としては当然その元は町からのお金もあるわけですから、道の税金の使い道としての負担は増えていくのだよねと、そういう理解でよいのかどうか、これも併せて確認をさせてください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、つい先日ですけれども、新幹線の促進期成会のほうで緊急要望を行いました。中央に対する要望ではありました。その中においては、新幹線を推進するということに対して完成の年月日が後ろにずれるということに対する各駅をお持ちの自治体の首長から、本当にこの単なる自治体の負担だけではなくて、まちづくりに対するある意味機会損失的な、そういったところに対する負担というところの意見も出ました。そういう意味では、非常に熱い意見を発せられる首長もおられました。当然その中で、勝った、負けたという話ではないですけれども、私も新幹線の駅ができない町として述べさせてもらうべき意見、そういったものは発信させていただきました。具体的には、今国はこの新幹線開業が延びることについて、直接そこを何か補填するということではないのですけれども、様々な首長から発せられているそのまちづくりの遅れに対するそういった支援、

当然直接的な議員ご指摘の事業費の支援もそうですけれども、本当に大変な状況にあるというところはお伝えさせていただいております。当町も新幹線の駅は確かにありませんが、この噴火湾で唯一港湾を持つ町でもありますし、向かいの重要港湾室蘭とは非常に親密な関係を築いているところでもあります。当然道の終端は港湾でありますし、道は命の道と言われるぐらい各自治体、そしてまた国の国会議員の先生たち、北海道もそうですけれども、皆さん非常に重要なインフラの一つであると捉えております。直接的に駅はありませんけれども、各首長、促進期成会の首長の皆さんにとっては駅があろうがなかろうが、当然それはこの駅のない森町の私の立場としても推進に関わることは本当にまちづくりに、根幹に関わることでありますので、そこはしっかりと歩調を合わせ、しっかりと訴えていきたいと考えております。

バス転換の話、実際問題どうなのだというところに関しては、最初の答弁でもお話しさせていただきました。これからブロック会議が控えております中で、こういったことが北海道側から、また国のほうからも情報提供されるのかというところは、これは本当に注視しております。事前に情報提供等々は何かしらの形である可能性がございますので、そういったことも考慮しながら、これから新たな骨格をつくっていく、そういう段階にあると思います。当然30年から38年、下手するともっとかかるのではないかと、これはもう10年くらい延びるというところを視野に入れて、いろんなことを考えていかなければならないと思います。10年後というのは、本当にとてつもなく長く、いろんな影響が出てくると思います。裏を返せば考える時間がもうちょっとできたのではないかとというふうなことも捉えられるのかもしれませんが、基本的には人口減少はどんどん進んでおりますし、また自治体の様々な政策に対する負担的な部分、生産年齢人口等、そしてまた介護、福祉、そういったところに享受される方々の割合というのは、どこの自治体もそうですけれども、財政的にはよくなる傾向はございません。そういったところも含めながら総体的なまちづくりを考えていかなければならないというところにおいては、非常に包括的な発言を立場としては、森町、鹿部町もそうですけれども、ある意味求められているのかなというふうに考えます。そういった面では、しっかりと森町ならできる発言を考え、これからの期成会の行方、そしてまた渡島、桧山のまちづくりに資するそういったイニシアチブをある意味取れるような発言とか提案を森町もしていきたいと考えております。

そしてまた、自治体負担に関しましては、これはこれから当然費用が減るということはありませんので、増えた費用に関してはどうするのか、これは慎重な議論を国会議員の皆様、そしてまた北海道等にも訴えていきたいなと思います。何らかの形で当然自治体負担は増えると思います。間接的にやっぱり北海道の財政というところも森町はひもづいているところもございますので、そこもしっかりと森町として発信はしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、当初のブロック会議の発言の中で、計画はどんどん進めるけれども、やる事業者がいなくなったら本当に本末転倒だというのは一貫して私は発言させ

てきていただいております。現状の、個別の名前はあれですけども、公共交通を担っているそういった会社様の状況ですとか、新たにつくり上げなければならないこの地域のフィーダー線というか、そういった地域の公共交通も交えて密接に関わる制度設計というのがこれから求められると思います。そういった点からも、まだまだ具体的なものはお示しできはしないのですけれども、しっかりとブロック会議、そして当然やっぱり何よりこの町民の皆様、議会議員をはじめ町民の皆様にしっかりと情報共有させていただいて、そしてまた双方向の意見交換等々もさせていただきながらブロック会議等に反映させていければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○6番（野口周治君） 3問目になるので、少しまとめて幾つか尋ねます。

まず、1つ目、今度のブロック会議で何があるか注視しているということですが、私の認識では今はボールは町にあるのではないかと。向こうが何を投げってくるか見て考えるのではなくて、何を言ってもこようが求めているものはこちらで初めから用意しなければいけないのではないかと、ボールはこちらにあるのではないですか。つまり町として動くつもりがなければ、待って、今回はあまり大した話がなかったようなことが続きかねない、そういうところに立っているのではないかというのは私は恐れるのですが、いかがか。どうしても必要ならば、町長が自ら動きにくいのであれば、例えば町民の中でそういう声を大きくして町を動かすという形にしてもいいのではないかとさえ私は思っています。それが町を決めていくからです。それが1つ目。

それから、2つ目ですけども、関係自治体がいろいろ言ったという話が今ありました。私の想像では、この間の会議の議事録、公開されているものを読む限り、予定したときに施設ができないからそのタイムラグが生じてしまう、どうしてくれるのだ。この新幹線ができたなら医者がやってくるはずだから、それで病院の医師を充足できると思っていたのにできない、どうしてくれるのだ。果ては津波の避難路としてこの自由通路を造ろうとしていたのだけれども、遅れるが、津波対策は別途やらなければいけないので、それはちゃんとやらせてくれというふうな話は出ていますが、これはあくまでも駅のあるところの話であって、そうではない自治体は何を言っているかという、ほとんど顧慮されていない。むしろ、前回の質問で私指摘しましたが、駅ができる町の首長さんたちがこの廃止という選択肢そのものをもう一度考え直したほうがいいのではないかという発言さえされている、そういう中です。言わなければいけないことなのです。その中で森町がどうするのかという問題ではないのか、これが2つ目です。

それから、3つ目、港湾の話が出ましたが、一番最後にフィーダー系の話と都市間交通の話が出ました。港湾は、そのどれでもありません。もちろん海の道が大事なことは私もそのとおりだと思う。ですが、都市が成り立っていく上で都市間交通をどう確保するのかがないと、みなしごになってしまうぞということではなかと思うのです。であれば、

港があろうがなかろうが、フィーダー系の中でコミュニティバスを走らせようが何をしようが、隣の町、その向こうの町とつながるようにしておかないと切り離されていくぞと、この町はそれでいいのかという問題ではないのかと思うのですが、いかがかと。

それから、4つ目ですか。延びた、これは時間ができた、私も確かにこれまではそう言ってきましたが、その片方でもっと言えば完成するのは今は森町にとってはマイナスではない。なぜかといえば、完成しました、このままだと在来線廃止します、都市間交通の手段を失ってしまいますが実現するからです。ということは、完成しないほうが森町にとって都合がいいとさえ言える、そんなことを望んでいると言うのは駄目です。だけれども、そういうポジションにいるのではないですか。ですから、完成を待ってのような議論をしていると置いてけぼりを食ってしまうのではないかと。ここは答えを求める話ではないかもしれませんが、私は同時に頭に置いておくべきことはいさりび鉄道について、今年だったと思いますけれども、道が補助金の割合、赤字補填を8割を5割に下げる相談をしたいと言って、これが記事になっていました。道新で私見たと思うのですけれども、こんなことなのです。結局何だかんだ面倒を見ますと言って、苦しくなったらもういいだろうと切り下げる。もういいだろう、やめましょうか、JRを民営化したときからもそうです。それが今こういう形で実現しつつある流れの中で考えたら、踏ん張らなければ流される話ではないのか、ここを腹をくくってやるべきではないのかということをお尋ねしたい。いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

期成会の要望等々も含め、確かに議員お話しのとおり、声が大きいというか、要望の主体はやはり駅ができる、新幹線の駅ができることに対して近隣の駅周辺の整備を今進めている、そういった市町というか、町のそういった現状をお話する、そういったことがメインになっているのが実際のところ現状であります。議員のご指摘のとおり、この森町として駅がない、新幹線の駅ができない、そういった町としてアクションを起こすべきだ、それは本当にそのとおりだと思います。この間ブロック会議もそうですし、幹事会でもそうなのですけれども、やはり都市間交通をどのように維持するのか、これに関しては本当に自治体だけの負担では当然できません。いさりび鉄道の例を今挙げられましたけれども、現状として負担率の割合も年を追うごとにどこの自治体も、広域自治体も含め、自分のところの負担をなるべく減らしたいというのは、どこの自治体もそう考えていることだと思います。そのような事態にどうしてもこの都市間交通、例えばバスにしろ、三セクにしろ、必ずそういう事態というのは想定して私は進めていかなければならないと思います。ですからこそやはり町単独、また沿線自治体の市町だけではできませんので、この財政的な枠組みも含めて北海道、そしてまた国、そういったところからも革新的なそういった一緒に財政的なところも含めて制度をつくり上げていく、そういった姿勢を私は引き出していかなければならないと思います。その点に関しては、決して何かを待ち、相手の発言に対して沿うようなことを準備しているというところではなく、重要なこれは点ではあるのです

けれども、やはり国、北海道、そしてまた沿線自治体、みんなでこの公共交通をつくり上げていかなければならない、そういった当事者意識をまずみんなで持つ、そういった発言を私は引き出していかなければならないと思っています。都市間交通だけではなくて、函館長万部線に関しては、貨物のそういった重要な路線でもあります。いろんな関係者が複雑に絡み合う路線ではありますが、だからこそやはり国にとっても、北海道にとっても、沿線自治体にとっても非常に重要なＪＲの路線であると私は捉えています。この時点で何か確信的な、また確実的なモデルケースというものを申し上げることはちょっとできないのですけれども、先般報道にもありましたとおり、新幹線開業が延びることによってＪＲも投資を縮小させるところをある程度のレベルまで戻すという、そういった発信もされております。環境はどんどん変わっていきますので、引き続き当町としてもしっかりと示すべきところは次のブロック会議でお示ししていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 函館本線（旅客）廃止問題への対応状況についてを終わります。

次に、水産、加工業の不調への支援についてを行います。

○６番（野口周治君） ２問目です。森町の水産業、水産加工業は苦境にあります。ホタテガイの養殖についていえば稚貝の入手が困難で生育も悪い。ほかの魚種も思うように取れていません。状況は、青森県を含め全道で悪いと聞いています。まだら模様によいところもありますが、総体が大きいものの変化、これは一度に全体が単純に変わるというものとは限りません。地球温暖化とその影響の現れ方を見ても分かるとおり、そういう変化だと思います。片方で数量が少ないから価格が上がるという局面もありますが、産業としては数量、規模が小さくなると、これはもう大変厳しいことになります。福島原発の水の海洋放流に端を発した中国などの禁輸問題もありましたが、それを機に他の向け先国への輸出を強化しようと大規模な設備投資を行うなどした直後の今の状況です。今後魚種転換などに取り組むにしても時間とお金が必要です。町として事業者団体と共に事業者を支え、また道や国に働きかける方策はどうなっているのか教えてください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

昨年来のホタテガイ採苗不良によって必要量の稚貝確保が困難となり、来シーズンの水揚げに大きな影響があるものと危惧しております。さらには、海洋環境の変化などによって回遊魚の来遊に変化が生じ、スケトウダラやサケの漁獲量が大幅な減少となっていることや、議員ご指摘の中国への禁輸措置によって輸出先の変更や来シーズンのホタテガイ水揚げの減少が予想される中、加工業者への影響においても同様に危惧しているところであります。そのことから、町としましても漁業者を取りまとめる森、砂原両漁協並びに水産加工協同組合等を通じ、その時々の方情や変化、今後の見通し等情報共有を進めていく中で、町に対しての要請等が生じた場合には内容を精査しつつ対応してまいります。

また、国、道への要請が必要と判断した場合において、森町単独で要請する選択のみな

らず、近隣町の状況も鑑み、噴火湾内3町5漁協で構成される噴火湾渡島海域漁業振興対策協議会との連携も想定し、渡島総合開発期成会での要請や関係機関への要請を検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 情報共有をしているということで、それについてはやや安心をしましたが、問題の深さあるいは大きさからすると、全てが見えてから動くのではなくて、さっさと動かなければいけないのではないかと私は考えるものです。それは、来年の苦境がもう目に見えている、ホタテの確保とか考えると。そういう中でどう物を考えるべきかという議論に少しシフトしたいのですが、私は時間を稼ぐことだと思います、こういうときに。根本的な手を打つのはまだ後から何とかするにしても、どうやったら潰さずに済むか、はっきり言えますけれども。どうやったら維持できるか。あるいは、事業者さんの判断で業種の転換やそのほかの選択肢を選ばれるとすれば、その時間をどうやって、つまりお金をどうやって補償してあげるかがないと何もできなくなる。手を打たないうちに時間が終わってしまう最悪のケースだと思うのです。なので、今とにかく、先のことはこれからよく考えるにしても、何とかつなげるようにしようよという話をしていくのではないかと。もちろん事業に伴う保険の制度だとかいろんなものがあります。それはあるのですけれども、その範囲でいいのかどうかと。例えば今の事態を天災だというふうに捉えることはできないのか。それであれば、天災に対応する国の施策の枠組みがあるはずで、こういう問題については。そういう議論はしているのかどうか。甘えろと言っているのではないのです。事の大きさを推しはかって、それに対応した速さと強さが要るのではないかという話をしているのです。そういう発想としてどうなのか。

次に、最終的にどういう結論になるかは別としても、では今原因の究明はできているのか。何が起きているのか本当に把握できているのか。道総研の水産のところで、函館にあるのですか、ホタテは。見ていますけれども、全体としては体制が縮小されているのだと私は理解をしています、こういうことについて。今のタイミングで本当に必要な調査ができるようになっているのですか、そこに必要なスタッフ、お金は入っていますかということも大きな問題。これは、ちょっと長い時間軸で考えたときに物を決めるためには、調査が必要、研究が必要で、ある仮説の中で物を考えることが必要という、物を進めるプロセスとしては当然のことだと思うのですが、どうだろうか。これで2つです。今の2つ目については、何も道総研だけではなくて、もっと外の力って借りてきたっていいのではないかと。このままだと、先ほど渡島地区とおっしゃいましたけれども、私は噴火湾全体が大変なことになっている、その規模だぞと。北海道の中の噴火湾がとんでもないことになりかかっているのではないかと。それに対応した動き方をしなければいけないのではないかと、そういう議論をしたいのです。どうだろうか。そのほかオペレーションにまつわるような、例えば残渣の処理費が量も増えているし、大変だ、これを何とかしてくれとか、

稚貝の確保を何とか手伝えないかとか、それはいっぱいあります。そういうことはそれはそれでやるとしても、大枠で考えたときに何が必要かという議論としてどうでしょうか。

それと、もう一つ、どこがやるべきかという議論あるのですが、3つ目です。相談を受け付けるような窓口、何かあったらとにかく話を聞かせてください。こちらから行っているのです。窓口が出向いていいのです。とにかく話を聞いて、どういうことお困りですか、どういうこと心配ですか、どういうことを求めていますかというのをとにかく生の声を聞いて回ることが必要ではないかと思うが、それはできているのか、あるいはこれからどうなのかということでお答えをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ご質問と答弁の順番ちょっと変わってしまうかもしれませんが、町としてまず漁業者の生の声というか、浜の声はどうなっているのか、ちゃんと聞いているのかというご指摘だと思います。私自身、町長個人としての活動もそうですし、担当課としての活動というか、業務として、しっかりとその現場との意見聴取は、担当課にとってみればこれは組合を通じてということになると思うのですけれども、現状の確認、今組合でどのような対策というか、漁業者も含めてどういったことをしようとしているのかということに関してはしっかりと情報をもらっている状況であります。

その中で、少し前にはなりますけれども、可能であればというか、自分たちでもしできないことがあって行政に対する支援を何か求めるものがあるのであれば、具体的なものになるのであればぜひちょっとお聞かせいただきたいというやり取りもさせていただいたこともあります。その中で1つ出たのがやっぱりホタテに関しましては、採苗不良というところが一番大きい問題として捉えていて、ご承知のことだとは思っているのですけれども、稚貝を買ってほかから持ってきている、そういった根本的な養殖事業の見直しを組合を挙げて漁業者のほうに指導していくという話をお聞かせいただきました。そういった中で、例えば種をつけるためのその仕掛けというか、そういったものを何かつくるのに大変な部分があるのであればというような話合いも、話合いというか、意見交換も少しさせていただきました。

そしてまた、担当課だけではなく、私もとある地域の町内会というか、漁業者の集まりの、集まりというか、懇談の場を設定していただいて、これはとある議員さんに場を設定していただいて、そこにちょっと行ってくれないかということで行かせていただきました。そこでもいろんなご意見いただきました。今はいいけれども、このままこの不良が続くと養殖事業そのものがもう破綻して、みんな続けられなくなると。まさに議員おっしゃった事業者が存続をかけて、今この課題を解決するのに行政も本当に力添えをしていかなければならないと思っています。

時間を稼ぐという話の中で、保険の制度もある、そこは議員もお話しのとおりなのですが、この環境変化を天災と捉えて保険のその制度の見直しというか、保険の対象になるのかどうなのかというところ、この海水温の上昇というところも天災扱いにできない

のかどうなのかというところも国会議員の先生はじめ、関わる様々な方々の中でこれは議論をされていて、ある程度この保険の対象に関してもすごく今柔軟に制度を変えていこうという動きが私はできているような、そういうふうに捉えております。この辺はいろんな考え方がありまして、根本的に共済制度でございますので、原資をしっかりと確保しながらやらなければならない、それに対して持続可能なという意味では、そこに公金をずっと入れながら所得補償という考えにはなかなかならないのかなと思います。そういった面では、ある程度そういった保険を活用させていただきながら、この持続可能な水産養殖業、そういったものを町が何ができるのかというのはこれからも引き続きしっかりと漁業者、そしてまた組合の意見等々も吸い上げて政策に反映していきたいと考えております。

そしてまた、原因を調べる体制をつくるためにどういう考えを持っているのかという質問だと思います。この原因究明に関しては、様々な協議会この噴火湾の中でもあります。ホタテ養殖に特化した協議会もございますし、数年前には海洋ブイ、温度を測るブイ、そういったものも各自治体の合意形成の中で投入して調べている、そういう状況もございます。これはやっぱり噴火湾だけでなく、北海道全域で海水温の上昇というのは非常に水産業にとって重い課題になっています。町村会等々でも度々産業委員会の中でもこの話題は取り上げられています。一つの原因としては、黒潮の大蛇行というところが非常に海水温に対して影響を与えているという話が、これは結構有名になってきている話ではあるのですけれども、こういったところもしかしたら大蛇行が収まる傾向にあるのではないかなという話も出てきております。しかしながら、根本的にはそういったことを予知できるのかですとか、当然そういったものを人間の手でコントロールというのはなかなか難しい話ではあるとは思うのですけれども、事前にそういったものを察知できるのであれば被害を最小限にとどめる、そういった対策等も漁業者は取れると思いますので、そういった点に関しましてもしっかりと北海道と連携をさせていただきまして、これは国もそうです。国、北海道としっかりと連携をさせていただきまして、まずは情報共有の体制を深めていければと思います。

もし答弁漏れあればご指摘いただければと……

（「漏れはありません」の声あり）

○町長（岡嶋康輔君） 以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 持ち時間が足りないのですが、これは大事なので、もう一回だけお尋ねします。

2つです。天災と捉えてということについて保険の話でお答えいただいたのですが、それは当然としても、私が頭に置いたのは、いわゆる天変地異に対する国の例えば災害と同じような対応が国でできないのかいという、そういう時間軸、地震が来た、火事があったではないです。ですが、外部の大きな変化で起きたことについてそういうことはどうなのだろう。これは、町長が検討して答え出す話ではありませんが、そういう議論が行われて

いるのかどうか1つ。

それから、もう一つは、調査研究で黒潮の大蛇行、確かにそういう仮説がありますが、これは今の保険云々につながるところなので、こだわりますけれども、原因が何であるか確定できなくても現実に変なことが起きているという事実は変わらないわけで、そこにどう臨むかという意味ではやはり対応が必要で、調査は引き続き必要と、こうであろうと。もちろんITまで使って、ブイも使って、塩濃度だ、温度だ、いろいろ調べている。それはそうでしょう。ですが、このメカニズムをトータルでやるためには人手が必要だと。解析して考えるには人手が必要だけれども、そういう人がいなくなっているのではないですか、実際は。これも町長が指揮している話ではないけれども、その体制強化もしないと、この先ずっとの北海道の沿岸の漁業をどうするかという問題については答えが出ないのではないですかと、そういう長い時間軸での対応も必要ではないかという質問です。

お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

なかなか踏み込んだというか、詳しいお話ができないのは、今お話ししたいとおりで、町単独でその辺の体制というのは整えられないというのはご指摘いただいたとおりでございます。しかしながら、それでも町にできること、地元の事業者みんなで力を合わせてできることというのは結構私はあるのかなと思っています。直接的にこの環境の変化に対して特効薬になるのかどうなのかというのは、なかなかちょっと難しいところではあるのですが、今森町には昔の環境を取り戻そうとする民間事業者さんが実証事業を独自の資金で行っております。我々当担当課においても昔の海を取り戻すサステナブルチャレンジ事業ということも行わせていただいております。非常に民間も、我々官のほうも関心の高い共通の事項でありますので、今後の様々な事業において官民連携の体制というものは今の段階では取れる、そういったレベルに達していると私は思っております。

つい先日もとある漁業者さんの船に乗せていただいて、ちゃんとライフジャケットは着て乗らせていただきましたけれども、浅海域での藻場の状況等々、環境の状況等々を拝見させていただきました。そういった中においても、詳しくここでお話しするのはちょっと時間があれるので、あれですけれども、非常にいい、いいというか、環境を元に戻せるような、そういった素材がまだまだこの森町の近海にはあるという結論に至っております。そのとき民間事業者さんがおっしゃったのは、故郷というか、自治体と一緒にやりたいと。そしてまた、この資金を民間だけで調達するのは非常に難しく、できる範囲も限られていると、そういったご意見もいただきました。その事業者さん、地元の漁師さん、そして私も町長として参加させていただきまして、本当にこういった連携の仕組みをどんどん、どんどん膨らませていくことがまさに時間軸を長く見たときにいろいろな根本的なこの体制の整備、森町独自の体制整備というものに私はつながるのかなと思っています。専門的な調査機関とはちょっと違いますけれども、やはりそういった官民の流れというのもしつかりとロールモデルとして示しながら、これは北海道、そしてまた国の様々な支援も私は

引き込むことができる、そういったフックになるのかなと思っています。引き続きしっかりとそういった面も進めていきたいと思っています。

天災における激甚指定の関係だと思います。これに関しては、公式ではないのですが、やはり中央要望行った際に、また港湾の話になるのですが、今国交省管轄の港湾は水産事業に関するそういった施設としてもしっかりと国土交通省の真ん中の大事な事業として捉えていただいています。そういった中においても、港湾の要望活動のときにもそういった環境の変化というものは要望資料の中に掲載されています。ブルーカーボンに関しても今これは港もそうですし、漁港もそうですし、環境省も国交省も水産庁もひっくるめて取り進めている事業であります。環境変化といいましても海水温の変化だけにとどまらず、様々なものがございます。非常に個別のものに定義を限定させるというのは難しいのかなと思いますけれども、今後北海道にまた起こり得る、そしてまた北海道だけではなくて全国各地において環境変化における1次産業の事業継続に対する難しさというのが各省庁において課題として捉えられている、そういった状況でありますので、私は声を出し続けていくのは非常に有効であり、大事かなと思っています。そういった面でも、天災の激甚指定に値するかどうかは、最終的な判断はなかなか難しいところもあるのかなと思いますけれども、それと同等のものだということを認識していただけるようにしっかりと引き続き声は上げ続けていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 水産、加工業の不調への支援についてを終わります。

次に、複合施設建設の検討資料の作成状況についてを行います。

○6番（野口周治君） 3問目です。複合施設の建設計画の検討に必要な第1候補地で建設した場合と現在地で建て替えした場合が比較できる資料、予算規模に応じて実現可能な機能などの資料の作成状況はどうなっていますか。町民への開示予定を含めてお答えください。

また、対象としている建物の中で、安全性、特に耐震性能と老朽化において継続使用が困難な建物はどれかも説明してください。これ最初の構想の中にあったことは見た上で、改めての質問です。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

第1候補地で建設した場合と現在地で建て替えをした場合が比較できる資料については、土地の取得費用、アクセス道路拡幅費用、周辺インフラ整備費用、敷地内造成費用等を比較検討し、現在資料作成中となっております。予算規模に応じて実現可能な機能などの資料については、各機能を整理し、関連する諸室の共有化を図り、全体の規模圧縮に向けて検討を進めているところであります。町民の皆様には、適切なタイミングで開示できるよう準備を進めてまいります。

また、対象としている建物の耐震性能や老朽化につきましては、森町公民館と森町役場本棟については耐震基準を満たしておらず、大規模地震の際には倒壊または崩壊する危険

性があり、雨漏りや配管の不具合等の根本的な解決には至っていないため、町民の皆様の大切な情報や財産を守るという意味でも現状のままでは継続使用は困難であると考えております。森町図書館や森町遺跡発掘調査事務所を含めたいずれの施設もバリアフリーへの対応が不十分であることなど、利用者の方の利便性等も考慮し、複合施設への統合が望ましいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 適切なタイミングでという答弁でしたが、基本計画の具体化作業が年度末だとすると、来年の3月ですよね。そのために、方針が決まってから計画としてつくるのに仮に半年かかるとすると、その前あと3か月しかない。その間に町民への開示もして、意見も聞いてということをやろうとしたら、もう今できていないというのが私はとても恐ろしい気がするのですが、本当に間に合うのですかが1つ。

それから、2つ目、財政シミュレーションはやられているかどうか。これは、想定次第でシミュレーション当然変わります。ですが、上限、使える金額はここまだけよね、あるいはこういう要素を考慮しなければいけないよねというのは手の中にあるはずだと思うのです。そういうことは用意ができていて、これも併せて開示になるのかどうかお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 休憩いいですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時23分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

基本計画に間に合うのかという問いに対して端的にお答えさせていただきます。まずは、基本計画（案）として確定というか、それを基にまた皆さんにお示ししているいろんな意見をいただくという案でお示ししたいと思います。ですので、今ご質問いただいたそういった情報を反映して生かせるタイミングは3か月ではないという認識でいただいて結構です。

そしてまた、財政シミュレーションに関しましても、こちらは建物自体をどうするのか、そもそも町自体の財政としてどうなのかというところの2つの観点があると思います。これに関しては、建物をどうするこうするというところに関しては、内容によっては使える起債、使える事業、様々ありますので、これは今の段階で具体的なものをなかなかお示しするのは難しいのかなと思いますが、ある程度のレベルではこういったメニューが今用意されている、こういう可能性としてあるというところのレベルではお示しできるのかなと思います。

町全体の財政といたしましては、本当にこれも早い段階でやはり町民の皆様、議員の皆様にお示ししなければならないと思います。現時点では、様々な予定されている事業がもう既に計画としては登載されております。単純にその金額を積み上げていったもので、これはお示しするに値するかどうかというのはなかなかちょっと判断が難しいところではあるのですが、これは私町長就任してからずっと財政シミュレーションというか、事業計画を遡って財政の需要額、収入額等とも照らし合わせながら年度ごとに数字は追っておりますので、これもしっかりとお示ししなければならないと思っております。できる限りセットでお示ししなければそもそも意味のない資料になるのかなと思いますので、その辺重々考慮してお示しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） 複合施設建設の検討資料の作成状況についてを終わります。

次に、公職選挙の投票支援の実現についてを行います。

○6番（野口周治君） 去年の12月にお尋ねした有権者の選挙権を積極的に保障し、投票率も高めるための方策、検討されましたか。近隣の自治体では、条件を生かしながら具体的に取り組んでいます。来月行われるであろう参議院議員の選挙の改善計画を教えてください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

選挙投票支援に関する取組は、民主主義の根幹を支える重要な要素であり、国民が自らの意思を反映させるための大切な手段です。一方、長期的な人口減少と高齢化の進展に直面しており、これらの社会構造の変化は地方自治体を含む行政運営に多大な影響を及ぼしております。特に投票所の設置数や運営体制についても、これらの変化を踏まえた適切な対応が求められているところであります。現時点での森町の状況を考えますと、特に郵便投票の対象ではない体の不自由な方や高齢者など、真に投票所までの移動が困難な方の移動手段の確保が重要であると認識しております。来月執行予定の参議院議員通常選挙におきましては、尾白内小学校の閉鎖に伴い投票所を統廃合した地区において、投票所までの移動が困難な方に対して支援する手段や運用についての検討を進めているところであります。今後におきましては、投票所の設置や運営方法、投票環境の整備などについて慎重に検討を続け、商業施設等における期日前投票所や行政マース車両を使用した移動式の期日前投票所など、町民の皆様が安心して投票できる環境を整備してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） よろしいですか。

○6番（野口周治君） はい、結構です。

○議長（木村俊広君） 公職選挙の投票支援の実現についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

2時40分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、相次ぐ不祥事を取り上げた雑誌記事について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

相次ぐ不祥事を取り上げた雑誌記事についてです。5月に発行された北海道内情報雑誌において、森町で相次いだ不祥事を取り上げられ、大変不名誉となる事件が記事となり、全道へ発信されてしまいました。内容としては、森町国保病院の地域包括ケア病床における診療報酬返還問題と森町職員が正当な理由なく建造物へ侵入して逮捕された事件でした。いずれも森町の信頼と評価を著しく下げる事件であり、イメージの悪化も避けられない事態であります。見出しでは、機能しなかった万全の体制、岡嶋町長に問われるガバナンス力と表現され、記事を目にした町民は大きな不安を抱いたのではと思慮するところがありますが、今後必要なことは事件内容を把握できる丁寧な説明と抱いた不安を払拭できる対策であります。

ガバナンスの意味は多々ありますが、自治体運営の中では指揮監督、管理と訳するのが適当ではと考え、独善的な行動や町民の意向を無視した管理体制批判など、自治体運営リスクを未然に防ぐための考え方といった要素が強いのではと思われますが、それ以前にコンプライアンスも維持できなかったことは大変遺憾であると言わざるを得ません。失った信頼を取り戻すことは容易ではありませんが、今こそ就任時の宣誓を改めて胸に刻み、町民への奉仕者として職務を全うすることを切に願いますので、質問します。

1つ目、今回の記事を読んでどのように感じたか。

2つ目、どのように信頼回復に取り組むか。

3つ目、岡嶋町長のより一層のガバナンス力向上が必要と考えるが、いかがか質問します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

今回の北海道内情報雑誌に掲載された森町における一連の不祥事について私自身も記事を拝見し、自治体としての責任と信頼回復の必要性を感じております。記事内容は、地域包括ケア病床に関する診療報酬返還問題や職員による建造物侵入事件といった町行政全体への信頼を揺るがす重大な事案であり、このような事態を招いた背景にはガバナンスやコンプライアンス体制の未徹底があったと認識しており、町民の皆様をはじめとした多くの方々に不安や失望を与えたことは誠に遺憾であり、多くの住民の皆様が感じておられる不安や疑念を真摯に受け止め、その責任を深く痛感し、重く受け止めているところであります。

す。

信頼回復へ向けては、不祥事の詳細な経緯や原因分析を行い、問題点を洗い出し、それらを踏まえた再発防止策を講じるとともに、倫理規範やコンプライアンス教育を徹底し、一人一人が自覚と責任感を持って職務遂行できる環境づくりに努めてまいります。

自身のガバナンス向上についてですが、その必要性は極めて高いものと考えております。ガバナンスとは、指揮監督、管理だけではなく、自ら率先して規範となり、公正さ、透明性、説明責任を果たすことが求められます。特に今回のような事案では、町長である自らが率先して信頼回復への決意表明や具体的施策展開を行うことが重要であると考えておりますので、これまで以上に自己研さんに励んでまいりたいと考えております。また、組織体制の整備や強化を行うなど、一時的な取組ではなく継続的な改善努力を行い、全職員が自覚と責任感を持つ組織文化を醸成していきたいと考えております。

最後になりますが、このたびの不祥事は誠に遺憾ではありますが、それ以上に今後どのような姿勢で信頼回復へ向かうのかが問われているものと認識しておりますので、就任時に誓った使命感と責任感を胸に一層努力し、公正で透明性ある行政運営を推進し続ける決意でございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 今の町長の答弁には、大変重く感じた部分と今後の改善に取り組むという決意が秘められていたなというふうに私は感じました。今後こうしていくというお話は今いただいたと思いますけれども、ではそれを実際にどのように形にしていくか、これがやっぱりこれから本当に問われるところだと思うのです。改善していくではなくて、今後必要なのはどのように改善します、このように改善したらこのような不祥事は今後起きませんといった答えを町民が自ら導き出せるような、そういったものの発信というのが本当に問われるのかなというふうに思っています。しっかりとこれから信頼回復に取り組んでいく必要がありますので、そこはまさに岡嶋町長のガバナンス力を発揮して進めてほしいなというふうに思ったところです。

私も今回の記事、まず一番最初に目にしたのが新聞の広告欄にこの雑誌の広告が載りまして、そこに見出しが載ったのが多分一番最初に目にしたところだと思ったのです。雑誌に関しては、発行部数が何ぼかは知りませんが、全ての道民の方が購入して読むわけではないと思いますので、それほど広くはこの事件を知ることにはならなかったのかなと思うのですけれども、多分あれ全道同じような広告が載って、その見出しが全道民に知れ渡ってしまったのかなというふうに思って、本当に残念だなというふうに思って感じていました。私もこの雑誌、今回2雑誌なのですよね、たまたま同じ時期に。ですから、そういう情報誌の業界でもやっぱり注目されるべきような案件だったのかなという、事態だったのかなというふうに改めて感じるところでもあります。私その雑誌読んで、いろんな書き方あると思うのですけれども、今回不正請求という言葉が使われているのです、この

雑誌の表現で。まさに不正請求ではあるのですけれども、悪意があってやった不正請求ではなかったので、何か副町長がインタビューにお答えしたみたいなののですけれども、町は正直言ってその認識は恥ずかしながら持っていなかったというようなお話あったかと思うのですけれども、悪意がなかったからよいということでは決してありません。こんなことは絶対あってはならないのですけれども、やっぱり言葉の使い方一つで物すごくインパクトが違うのだなというふうに私も感じたところです。

あと、町職員の逮捕の部分も、私はもちろん職員の方は町民の奉仕者であるべきでありますから、不祥事というのは絶対起こしてほしくないと思っていますし、これからもないと信じていたのですけれども、今回の事件は職員の方がプライベートな時間に残念ながら起こしてしまったのです。では、プライベートの時間まで町長が管理できるかといったら、それもまた無理な話ですから、でも致し方ないとは言いません。やっぱりそこは職員の方にもしっかりと意識を持って、日々の生活にもそういう気概を持ってしてもらうというのが大事だと思うのです。その辺をやはり職員にしっかりと伝えるというのも町長のそれこそガバナンス力であるだろうというふうに思っています。質問の中でより一層のガバナンス力が必要ではという書き方したのですけれども、私は別に町長のガバナンス力が低い、足りないとは正直申しません。ただ、こういった能力というのはパフォーマンスにしたら高いにこしたことないですから、それでこういう事態が起きてしまったということを考えると、より一層のガバナンス力が必要ではないかというような質問をさせていただきました。

再質問なののですけれども、記事の中で1つ気になった部分がありまして、ちょっと読ませていただきますけれども、町長は表向き遺憾とか信頼回復に取り組むと言っているけれども、親しい人には俺には関係ないと責任逃れの発言があったように書かれています。取材してのことでしょうけれども、再質問として町長的には、まず僕が聞きたいのはこういう発言をしたか、しないか。ましてやこういう取材をしたということは、火のないところに煙は立たないではないのですけれども、何かそういう別な意味でした発言が尾ひれはひれついてこういう表現になってしまったのかなというような、何かそういう心当たりみたいなものがあればぜひ聞かせていただきたい。もしこれが私的に本当にこんな発言をしたのであれば、これは大問題だと思うのです。町長、以前に、畑かんの農業用水のときですか、町長就任直後に問題が発覚して、正直岡嶋町長が就任時にはもう発生していて、本音で言えば関係ないと思うかもしれないのですけれども、行政は連続していると言って自らを戒めて、ちゃんと自分にも処分を下したと。すばらしい姿勢だなと思っていた中でこの記事の俺には関係ないという言葉を目にすると、非常に心配といいますか、こんな発言があるわけがないと信じているのですけれども、その辺の真意を聞かせていただけたらと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

端的に、町長就任してからもそうですけれども、今議員からお話しいただいたとおり、

自分に関係のないようなそんな仕事を私は受け持っているつもりはありませんし、そのような発言は一切しておりません。

また、自身のガバナンス力に関してもこれはやっぱり向上、常に自己研さんの中で膨らませていかなければならないというのは、まさにそのとおりであると思いますし、現状に甘んじることなく、次々と出ては解決し、出ては解決しと、そういった課題解決の繰り返しが私は行政だと思います。当然私が町長になる前からということもあると思いますし、当然私が町長になった今この当代のうちに起きることもあると思いますし、そして何より私が町長を退いた後、後継の方々にとってこのまちづくりがどうなのか、そういった要素も私は非常に大事だし、今の町政運営に対し非常に重要な観点として自身では取り組んでいると思っております。

行政経験もなく、本当にいろんな方々にお支えいただいて町長やらせていただいております。それは、本当に議員の皆様もそうですし、行政職員からもそうですし、町民の皆様からも様々な叱咤激励をいただきながら本日までやってきました。この私の職業と、そしてこの町というものをしっかりと次世代につなぐためにも、1ミリたりとも私は妥協やそういった何か諦めというか、そういったトータルのガバナンス、そういったものを許される存在ではないと心得ております。就任時に誓わせていただきました町民主役のまちづくり、これからもそれを体現するためには、私も一町民として、この町政の手綱を担わせていただいている存在として、うまくいったこともいかないこともしっかりと胸を張ってお伝えできるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 今そんな発言はないということをはっきり明言していただいたので、私も安心しました。この親しい人の取材の中で、こんな思いでいるのではないかなみたいなところがこう言っていたみたいな発言になってしまったのかもしれないですけども、そう思われてしまうということもやっぱり岡嶋町長の厳しく言えばリーダー力、ガバナンス力の足りない部分だったとも言えると思うのです。ですから、今後こういったことがないように、こういった思いを抱かれないように、より一層励んでいただきたいというふうに思っています。

最初の質問の中で、どのように信頼回復に取り組むかというところにちょっと着目したいのですが、正直言って私今までの何か懸案事項だとか、こういった事件があったときに信頼回復、まず町民に対しての説明が足りていないケースが多々あったかなって今改めて思うのです。あと、その後の対策、何となく時間が過ぎてしまったら、町長の思いもフェードアウトしてしまったのかなと思ったことも今まで何回かありますので、ここはしっかり信頼回復に取り組むべきでありますし、回復に努めることが町長の責務であるというふうに感じている中で、今回その2つの事件の中で職員の不祥事に関しては、捜査等もありますので、その辺が一段落、一段落というか、決着がついてから改めてこういう案

件でした、こういった処分をしました、あと刑事罰もあるでしょうから、こういった判決が出たようですというところまで、職員ですので、説明しなければならないのかなというふうには感じています。

また、町立病院の件も先ほど返還額が、町側の調査が確定したというお話でしたけれども、大体経緯というか、そういったところもうはつきりしていますので、行政報告でもありましたけれども、そういったところでお話しするだけではなくて、やはり町民説明会ですとか、そういったところの開催も必要なのかなというふうに思います。畑かんのときはやりましたよね、町民に対しての説明会。砂原と森と2か所で開催されたかと思うのですけれども、今回も、金額を比較するあれではないですけれども、十分町民にそうやって改めて説明会を開催して、経緯、結果、そして再発防止策を町民の方に発信する必要があると私は感じているのですけれども、岡嶋町長どのように感じているか、開催する考えがあるか、ないか、その辺を再々質問したいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

2点ご質問いただきました。今後どのように信頼回復していく中で、説明を各事案に対してちゃんとしていくべきではないかというご質問とご意見をいただいたと思います。当町職員の逮捕の案件に関しましては、現状において既に処分を下している状況ではございます。現状といたしましては、処分保留という状態で今いる、そういう状況でございます。今後この状態から何か事態が動く可能性がもしあるのであれば、そこは改めて議会議員の皆様にも、これは町のホームページ等を使ってということになるのかと思いますけれども、その点に関しては動きがあれば逐次開示というか、ご報告させていただきたいと思います。

2点目、国保の返還の流れに関して、6月会議冒頭で行政報告でも金額等々少しお話しさせていただきました。今この返還額に関しては、向こう側のほうで審査、審査というか、精査というか、そういうのをさせていただいている段階でございます。この件に関しましては、この問題が起きる前から私としては、私としてはというか、当町国保病院、そしてまた介護、医療も含めた地域包括ケアの体制の整備、ブラッシュアップというか、この拡大というところに関して非常に政策的な思いとメッセージを私も担当課も持っていたところでございます。対外の病院、機関との連携をこれから進めていく、そういった説明もさせていただいていた矢先の事案でございますので、そういった面においても今後森町の病院はどうなってしまうのだ、そしてまた医療、介護の連携、そしてまた地域にある開業医の皆さん、また介護施設の皆さんにとってこれから基幹病院として森町国保病院はどう進んでいくのだ、どうこの問題を解決していくのだということは非常に関心のあることだと思います。現段階では、町民説明会等々のところまではまだ具体的には考えておりませんでしたが、やはり具体的に今後の経営計画、今国保病院では起債をして、要は借金をして、それで返済に充て、経営改善をし、収益を改善させて、一般会計に負担をなるべくかけないような、そういった計画を練っているところであります。そういった説明も含めて、一体系的説明として私は議会の皆さん、町民の皆様にお示しする必要があるのかなと思います。

ので、町民に対する何らかのそういった説明の機会等も設けていく必要があるのかなと思っておりますので、その辺は検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 相次ぐ不祥事を取り上げた雑誌記事についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、自治体業務へのAI技術の活用について、さわら福社会への財政支援について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

最初に、自治体業務へのAI技術の活用についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

自治体業務へのAI技術の活用についてということで、まず1問目させていただきます。令和5年6月会議において、チャットGPTについてということで質問してから2年経過しました。そのときに町長は、生成AIを森町の業務で利活用ができるための規則などを制定した上で利活用を検討していきたいという考えでおりますと答えていますが、この2年間の進展をお知らせください。

当時チャットGPTの登場で、世界中でAIの開発や利用の促進と規制のバランスについて議論されておりました。そして、現在大きく進展し、インターネットを閲覧するためのプログラムであるブラウザーなどとの連携が組み込まれるなど、ますます身近なものになっております。森町においては、令和5年4月に作成された森町DX推進計画において、自治体DX推進計画により自治体に取り組むべき事項として自治体のAI、RPAの利用推進が記載されているにすぎません。森町における自治体業務へのAI技術の活用に関する現状認識と具体的な取組についてお聞かせください。現在どのような業務でAIが活用されているのか、また導入に向けた検討が進められているのか、具体的にお示しください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

自治体業務へのAI技術の活用については、人口減少や高齢化などの社会問題を抱えている中で近年ますます重要性を増しており、限られた職員数での行政サービスの維持や向上に寄与することが期待され、自治体の業務を革新する可能性を秘めていると考えております。

現在森町における業務へのAIの活用については、管理職限定ではありますが、ガイドラインを定めた上で文章作成や校正、アイデア出し、法制等の解釈補助、会議録要約などにAIを試行実施しているところであります。AI技術の導入については、職員のセキュリティ意識やスキル向上も不可欠であります。今後は、職員一人一人がAIについて理解を深められる職員研修の実施やガイドラインを定め、さらなるAI技術の試行実施を進めていながら、庁内全体で利活用を推進できる環境を整備しつつ、本格的な導入に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 今の答弁ですと、管理職のみの、そしてガイドラインをつくっているという形で、そのガイドラインというのは公表していないのですか。それをまず1点と、今後一般の職員にも利用というか、ガイドラインをつくって利用を促進していくみたいなこと言っていますけれども、もう2年経過する中で全然進められていなかったのだというふうに思っています。私は今聞いているのだけれども、実際に一般職員も含めて、当然管理職員も含めて、使っているというのはどの程度把握していますか。全然把握していないのではないですか。

実際私自身の話をすると、既に今回の一般質問を含めて、今回が初めてかな、ここまで一般質問の中をA Iを使っていろいろ分析してみたというのは、初めてなのですが、前から使ってたというのは使っていました。というのは、前の2年前というのは使い物にならなかったのです。答えが全然むちゃくちゃで利用ができなかった。だけれども、今は全然違っています。これほどいろんな形で使えるというのはないだろうかと、今まで。これからまだ進歩はしていくのだろうと思いますけれども、さらに最近では、私自身もびっくりしたのですが、音声データを議事録を簡単に起こしてくれるのです。3時間半のこの前全協の音声データやってみました。5分から10分で全部文章化してくれています。ということは、今まで外注で出した会議録、議事録というのは自分たちで簡単にできるということです。しかも、それは無料でできるのです。そういう時代になってしまっている。だから、今後早急にA Iというのは導入していかなければならないのだと思います。

その目的は一体何なのかというのは、きちっと押さえていかなければならないと思うのです。1つは、当然業務の効率化です。そして、地方の人材不足、職員が減少する中で、そして今後10年ないし15年以内には人口が半減する中で、当然職員の数減らしていかなければならない。極端に言う、今の半数で運営していかなければならないのです。とすれば、A Iを使わざるを得ないのです。それでないと仕事できないです。だから、早急にA Iを活用すること、さらにA Iを使う上では使う人の、プロンプターという言い方しますがけれども、どういう質問をするのか、聞き方によって全然答えが変わってくるわけです。だから、その訓練をやらないと話進んでいかないのです。だから、ガイドラインは当然つくらなければならぬのですけれども、その訓練をやる場、講習会も含めてやっていかないとどんどん遅れていきます。

そして、もう一つは、人材不足というのもあるのですが、地域課題の解決、そして住民サービスの向上を目指すという意味からすれば、ますますA Iの導入というのは考えていかなければならないし、皆さん得意な人は得意なのだけれども、得意でない人も含めて、昔みたいな難しさは今はないです、私自身使ってみて思うことは。だから、それだけ今後導入を早急に進めたいと思いますので、再度その辺の考え方、今の現状をもう少し、把握していないのだと思うのです。実際に利用している人はいっぱいいると思います。議員の人だってもちろん使っている人がいる。そのほうが楽ですから。もっと自分が思った以上のことを回答してくれるわけです。とすれば、質問の仕方から、答えの仕方が

ら全然変わってくる。そういうことを含めて、再度現状を含めて、どうなっているのか含めて今後のＡＩの推進について再度お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

一番最初にガイドラインという再質問がございましたし、私も最初の答弁でガイドラインという言葉を使わせていただきました。最初の答弁で使ったガイドラインという意味が、最初に使ったガイドラインと最後のほうで使ったガイドラインとちょっと物が違いました、そこをまず説明させていただきたいと思います。議員お話しのとおり、当時２年前全然まだＡＩ、使い物にならないって言うてしまうと申し訳ないのですけれども、時間もかかるし、また本当に間違えるしというところで、今後すごく進化していくといい感じになるのかなって思いながら、何となく暇なときにいじっていたくらいの程度だったと思うのです。その頃から既に行政の中では、使用を前提としたガイドラインをまずつくらなければならないということで、ガイドライン（案）的なことを整理はしております。その中でまずは、とはいいいながらも実際使ってみないとどうもこうもならないよねという話もさせていただきまして、そこで取りあえず使ってみようというところのガイドラインというところで、まずは管理職を限定としてちょっと使ってみましょう、そういう意味でのガイドラインがまず１つ。

後から言ったガイドライン（案）というのは、今後全体的に町として町の業務にしっかりと確実に使うためのガイドラインというのは、これはやっぱりまだまだいろんなことを考慮してブラッシュアップしていかなければならない、そういう状況にあります。これは実際賛否両論ありまして、いろんな方に意見聞くのですけれども、いやいや、そうはいいいながらもまずは使いながら、プロンプトと一緒にＡＩも自分なりのＡＩに育てていかなければならないのだと、いろんな情報を入れながら、そういう方もいらっしゃいますし、いやいや、行政なので、それは頼り過ぎると大変そもそもの脆弱性というか、行政にそぐわない部分もＡＩに頼り過ぎてしまう、そういったまずい状況になるのではないかと、だからガイドラインをしっかりとつくって慎重にやっていかなければならないのではないかと、そういった両極端な考え方があります。

私個人的には、個人的にはというか、そもそも言ってしまうとこの世の中インターネットで物事調べるときに既にＡＩが返事しています。そういう意味では、既にもう使っているのです、皆さん。それを特殊なというか、すごく専門的な業務に活用するときにはしっかりＡＩが返した答えに対してその根拠を私たちがちゃんと調べる、そういった手法や考え方も整えなければなりませんし、それもまた時間の経過とともにＡＩのほうが優れていくと思いますので、そういった点においてもガイドラインはどんどん直しながら進捗していかなければならないというふうに考えています。

職員がどれだけ使っているのかというところに関しては、形式的なアンケートを取って返ってくる内容と実際どうなのかというのは大分こんな差があると私は思っています。簡単に今は使えますから。旧ツイッターのエックスでももう既に無料で使えるＡＩが実装さ

れていますし、先ほどお話ししたとおり、検索はもうほぼA Iが1発目に返事返してきますので。ですから、そういう状況下にあつては、もうみんな既に使っていると。今の時点ですごく大切なのは、さっきもちょっとお話ししたのですけれども、プロンプトの考え方やひもづくのですけれども、やっぱり何を情報入れて何が返ってくるか、そういった、表現ちょっと難しいのですけれども、コミュニケーションですよね、A Iとの。それが非常に大事になるのかなと思っています。今でもチャットG P Tの有料版でも間違ふこともたまにあるのです。そうしたときに何で間違ふのって聞くのも大事ですし、その間違ふ原因が何なのかというのを理解するのも大事ですし、ですから本当にコミュニケーションをちゃんと深く取って、このA Iが自分にとって専属のA Iになってくれるぐらいのコミュニケーションを深めなければならないと思っています。そのためにもやっぱり使い続けるのが大事だと思いますし、何より話して思ふのですが、人間とやり取りするそのコミュニケーションと本当に似てきている、そういった現状になってきていると思います。

そういった中でも今後の活用はどう考えていくかに関しましては、D X推進のほうの会議体の方向性もあるのですけれども、まずはしっかりと職員の中で使えれる範囲で使っていて、まずは慣れる、そういったことを進めていく必要があるのかなと思います。人間が慣れる時間も無視してどんどんA Iは多分進化していきますので、どちらかというと人間にA Iが合わせるのではなくて、A Iに人間が合わせていろんなことを考えていかなければならない、そういう状況になるのかなと思います。そういった面でも行革にも応用できますし、人口減少、職員の成り手の不足、産業振興、政策のいろんなものの考えることにもA Iはとても有効だと思いますので、しっかりと活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 結局そんなにガイドラインといっても、ガイドラインというガイドラインをつくっていないのかなという、今話聞いていて思っていたのですが、要するに注意点、どのような注意点を使う上でしていかなければならない、その明記したもののなのです。例えば神戸市が一番進んでいるのだと思います。神戸、あと宇都宮、あと品川、私が知っているのは千代田区とか、その他いろんな形で導入されていて、ホームページでも公開されています、既に。だから、それを見るとやはり一番肝腎なのはA Iの回答の裏づけを必ず取る必要がある。2年前は、そういうのはあるにはあった。そのA Iによっては、どこのホームページから引っ張ってきているか、参考にしてつくっているかって分かったのです。今はそういうことあるのとなないのがあって、確実に実際にその言っていることが正しいかどうかというのを確認をする能力がなければそもそもまずいというのと、ガイドラインに真っ先にそれは書いていただかなければならないことなはずなのです。さらに、当然著作権とか誰かの既存の権利を侵害するかしらないとか、あと問題は生成A Iの回答をそのまま利用していいのかどうなのかという問題なのです。要するに自分が判断して、それを加筆して修正して直していく、そのことをやらないと駄目なわけです。だ

から、そういうようなことのガイドラインをというよりも運用規則ですよね。今後それを真っ先につくっていかないとならない。いいかげんな形で使っていくという形にはならないと思いますので、特に行政の場合は個人情報の問題とか機密性が高い情報とか持っているわけですから、それを使ってはまずいわけです、検索する中で。だから、そうするとおのずと運用する上での制約というのをつくっていかざるを得ない。それをまず真っ先につくっていただきたいというのと、講師を呼んで講習会をやったりやるべきなのだと私は思います。その中で、職員がそういう機会を設けながら、そして実際に使う機会をつくっていく、そこからをやっていくと、そこから始まるのかなとは私思っています。

それで、今一応提案みたいな形で言いましたけれども、そういう考え、全くこの2年間やっていなかったということで私もびっくりしているところもあるものですから、再度今後の流れとして、そして議会のこの一般質問のやり取り、あるいはいろんな問題の中で調べる上で議員のほうも当然AIを使った形で調べるわけです。昔みたく苦勞して、もう調べることができなかった時代とは違うわけです。今簡単にそういうような検証ができる。法律から何から全部答えてくれます。だから、そういう中で裏づけというのかな、自分たちの言っている、自分が言いたいことの裏づけを全部AIが答えてくれる中、それが間違いかどうかの判断は当然しなければならないのですけれども、そういうようなことをやっていく上で今後この場の議会とのやり取りのことも含めて、それは議会のほうで決めなければならないことかもしれないけれども、その対応の仕方含めて考えていただきたいと思っていますけれども、いかがでしょう。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、第1に、前回2年前にご質問いただいてから何もやっていなかったのではないかというお話ありましたけれども、そういったことではなくて、常にやはりAIですとかICT、本当にデジタルに関わることに限らず、自分たち以外の誰かと関わる上でそれを、少しなのかもしれないですけども、ちょっと学んでみたり、刺激を受けたりというのはもう必ず付きまとうことなのです。そういった中で、ガイドラインという一つの指針がしっかりと2年前にできなかったのは多分ご理解いただけるのかなって思います。そのときつくったものが既にではこの2年後の今正しいのかどうなのか、今のAIの能力に適しているのかどうなのかということに関しても常にこれは見直して、ブラッシュアップをしていかなければならないと思います。現行今手元にあるものは、最近の事情を整理して一応案としてつくり上げているものが今手元に、手元というか、私たちの中では共有一応されていますけれども、先ほどちょっと答弁の中でお話ししたそれをもっともこの先を見据えた両極端の要素を組み入れながら、かつ職員がそれを使うことを縛るような規約になっては私は駄目だと思うのです。やはり使うことを推奨とする、使うことを前提とした規約の在り方、それをフォローアップする管理職なり、私たちなりの体制、もっと言いますとそれをちゃんと容認というか、そうあるべきだと思っていただける議会議員の皆様のご意見とか、そういった合意形成というのも絶対大事になってくると思います。そういうの

がそろったときに、初めてこのA Iのパワーというものがこの森町の行政に発揮されるときなのかなと思います。当然私たちが仕事をする上で、ううんってうならされるような、そういったことも返事してきます。直感というか、事実に基づいていろんなことをはつきりと伝えてきますので、時に本当にこれをやるのかって思うようなことも返事してきたりもします。ですが、やはりそういったことをちゃんと、本を正せば受け入れていける人間側のそういった受皿がどうなのかというところに多分議論は行き着くと思うのです。ですから、我々が変われなければA Iがどんどん、どんどん発展していったとしても、技術革新が起こったとしても、このまちづくりはA Iと共に進化はしていけないと思っています。そういう意味でガイドラインというものの持つ意味というのは、非常にやっぱり深くて広くて大きいものがあるのかなと思いますし、常に更新し続けなければならないのかなという、そういった難しさも秘めております。これは、やはりつくったときには公開しなければなりませんので、議会とも共有させていただいて、講習、練習会というか、講習会というか、そういうお話、ご提案もいただきました。これもしっかりとやっていく今予定でありますし、今参与でいる人間が非常に、ご承知のとおり、たけておりますし、人脈もたくさんあります。早速彼をちょっと頼って、いろんな情報を入れつつ各方面に打診をしている、そういった状況でもあります。前からD X推進係には外部のアドバイザーというか、そういう方も来ていらっしゃいますので、そういった方から意見いただきながらこの何年間かやってきましたので、併せてしっかりと進めていきます。それは、議会と一緒にこれはやっていかなければならないと思っておりますので、タイミングを見て、またうちの行革なのか、事務局なのかはちょっとあれですけども、情報共有させていただきたいと思っています。

最後に、もう一つ、行政としては情報を得るだけではなくて、情報を出していくことも大事だと思うのです。これは職員にもちょっと言っているのですけれども、それがホームページなのか何なのかというのはちょっと置いておいて、やっぱりA Iが拾ってもらいやすいような情報開示の在り方というのも同時に進めていかなければならないところだと認識しています。その辺も併せてご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 自治体業務へのA I技術の活用についてを終わります。

次に、さわら福祉会への財政支援についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、2つ目のさわら福祉会への財政支援について質問させていただきます。

昨年から数回にわたり、全員協議会においてさわら福祉会への財政支援について議論されてきました。そして、さくらの園との経営資源統合を最終目標とし、統合までの間法人経営の継続のために財政支援補助を行おうとしています。そこで、質問させていただきます。

まず、1つ目に、森町社会福祉法人の助成に関する条例にのっとった中での財政支援さ

れるつもりなのか。

2つ目に、この条例の第3条、社会福祉法人は、前条の規定による助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならないの1つ目に理由書、2つ目に助成を受けようとする事業の計画及びこれらに伴う収支予算書、3つ目に財産目録及び貸借対照表、4つ目にその他町長が必要と認める書類が提出されているのでしょうか。

3つ目に、財政支援、助成の方法としては補助金、貸付金、その他の財産を助成などがあるが、補助金として考えられているが、その理由は何か。10億円を超える資産を所有し、明確な統合計画が作成されていないことからすれば貸付金とすべきと考えるが、いかがでしょうか。

4つ目に、過去の町側の答弁でシャリテさわらの施設整備形態が公設民営方式だったとされるが、土地、建物の所有が社会福祉法人である限り、公設民営とは言えないのが原則であるにもかかわらず、民間の一つの社会福祉法人にすぎないとするが、いかがでしょうか。

5つ目に、行政にとって中立性、公平性ということは、何よりも優先する判断基準であることからすれば、ほかの法人へも同様の対応をするのか。

6つ目に、さくらの園とシャリテさわらの森町町民の入所者数はそれぞれ何人でしょうか。

以上です。

(何事か言う者あり)

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質問事項が抜けておりますので、順序に再度質問していただければと思います。

○13番（松田兼宗君） すみません、申し訳ありません。

6つ目に、特別養護老人ホームの監督官庁である厚生労働省、北海道の指揮監督の内容はどのようなものか。

7つ目に、統合の目的や期待される効果は何か。

8つ目に、社会福祉法人として統合するという考えはあるのでしょうか。

9つ目に、さくらの園とシャリテさわらの森町町民の入所者数はそれぞれ何人でしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目及び2点目の森町社会福祉法人の助成に関する条例については、社会福祉法人へ

財政支援を行う場合当該条例にのっとって社会福祉法人へ助成を行うものであり、申請手続における申請書などの関係書類の提出については、予算が確保されていることが前提であることから、予算が確保されていない現時点では申請書等の提出はされておられません。

3点目の財政支援の方法が補助金である理由については、まず第1に社会福祉法人は地域の福祉向上や高齢者、障がい者等の生活支援を担う重要な役割を果たしており、その活動は公共性と公益性が極めて高いものであります。また、安定的かつ継続的な運営支援が求められるため、助成方法を貸付金とした場合現状の財務内容では返済は困難であると当該法人において判断されていることから、直接的に資金援助を行う補助金のほうが適切と考えられます。町といたしましては、社会福祉法人が安定した基盤の下で安心して事業展開できるよう支援することが重要であるため、公益性重視の資金供給手段として補助金制度を採用いたしました。以上の理由から、財政支援の方法については貸付金よりも補助金による助成方式を選択している次第でございます。

4点目及び5点目の特別養護老人ホームシャリテさわらを運営する社会福祉法人さわら福祉会については、特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人として公的責任と公益性を兼ね備えた特別な位置づけにある法人であり、町の福祉政策と一体的な存在であると考えております。まず、第1に、特別養護老人ホームは社会福祉法人もしくは自治体直営でしか運営できず、特別養護老人ホームを運営するさわら福祉会は地域の福祉ニーズに応えるための重要な役割を担っております。ご指摘の民間の一つにすぎないという見解について申し上げますと、確かに民間団体としての側面も持ち合わせておりますが、その本質的な役割と公共性は大きく異なるものであります。社会福祉法人は、社会福祉法に基づき設立され、その運営には厳格な規制と透明性確保が求められている点からも公益性の高さは明らかであり、他の法人と社会福祉法人への公的な支援を判断する際は、法的な観点からも性質が異なるそれぞれの法人への財政支援等の必要性は異なる観点から熟慮した上で判断いたします。社会福祉法人さわら福祉会においては、旧砂原町主導による高齢者福祉政策の一環として社会福祉法人を設立している経緯からも分かるように、当法人への支援は地域住民が安心して暮らせる環境づくりに直結するとともに、持続可能な福祉サービスの確保につながります。町といたしましては、公正かつ効率的な資源配分を図る観点からもこのような財政支援は必要不可欠と考えており、適切な資金投入によって特別養護老人ホームを運営する法人自体の経営基盤が強化されます。このことから、財政支援は単なる資金供給ではなく、あくまで地域住民へ質の高い福祉サービスを持続的、安定的に提供するものでございます。

6点目の特別養護老人ホームの監督官庁である厚生労働省についてですが、一般的に厚生労働省は特別養護老人ホームに対して直接的に関与することはほとんどありません。具体的には介護保険制度の運営や施設の基準、指導方針の策定、さらに地域包括ケアシステムの推進を通じて各自治体や施設に支援を行っています。

次に、管理監督庁である北海道における運営指導についてですが、特別養護老人ホーム

は高齢者が安心して生活できる環境を提供するために法令や基準に基づいた運営が求められています。北海道では、特別養護老人ホームに対して2年に1度の定期的な運営指導を実施し、施設の運営状況やサービスの質を確認しています。この運営指導では、入所者の生活支援や介護サービスの提供状況、職員の配置、研修状況、また施設の衛生などが評価されます。

7点目の統合の目的や期待される効果についてですが、さきにも述べたとおり、特別養護老人ホームは地域において重要な役割を果たし、高齢者やその家族にとって必要不可欠な存在です。特別養護老人ホームの閉鎖は、行き場に困る入所者が発生するだけでなく介護人材の流出を招くおそれもあります。統合によって地域全体の福祉政策としての機能を維持し、高齢者が安心して生活できる環境を提供することが期待されます。

8点目の社会福祉法人として統合する考えについてですが、地方独立行政法人も含めた町立施設では比較的安定した雇用環境を提供できます。その結果、有資格者や経験豊富なスタッフを継続して確保することが見込まれるため、現時点では両施設の統合を社会福祉法人として進める計画はございません。また、町が運営主体となることにより医療、介護の連携がより緊密かつスムーズになり、介護従事者、入所者双方にとって介護スキルや知識、経験の向上、入所者皆様のQOL向上にもつながっていくと考えております。

9点目のさくらの園とシャリテさわらの森町の入所者についてお答えします。まず、さくらの園に関してですが、6月4日付のデータによると総入所者数は49名で、その全てが森町民でございます。次に、シャリテさわらについてですが、6月10日付のデータによると総入所者は46名で、そのうち44名が森町民でございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） すみません、ちょっと聞き逃しているところがあるかと思えますけれども、その辺は抜いた中で再質問させていただきます。

まず、補助金ではなくて貸付金である必要があるのではないかと私言っています。それについては、補助金のほうがいいのだという話ししていますけれども、シャリテのいろんな資料の中で言っていることの中に、資産を担保に入れて民間の金融機関から借りる話を書いているのだけれども、それはできないのだと。その一つの理由というのは、私が思うには担保に入れる、要するに建物で10億、土地の部分で9,000万ぐらいほどの資産価値を持っているわけですが、それを担保に入れてなぜ借りないのかと不思議に思っていたのです。というのは、要するに道の許可、担保に入れるために道の許可が必要なのです。定款にもそれは書いているのですが、そんな中でどうもそういうのを嫌うのかなって、あくまでも町ありきの考えがあり過ぎるのではないかと私は印象を持っているのです。そのために2年間に統合するという話を言っているわけですから、とすれば補助金というのは返す必要がないけれども、貸付金はいくらでも返してもらうという前提という話になるのですが、それは社会福祉法上においても、この設定されている条例においても想定されているわけ

ですよね、貸付金が可能だということを。そして、私が思う一つの大きな理由というのは、なぜ貸付金にしなければならないのではないかという言い方をしているのかというと、今森町の財政状況、経済状況を考えたら、かなりまずい状況ではないかなと私は思っています。病院において6億の返済しなければならない問題あります。さらに、複合施設建てるという話を進めているわけです。その上で今統合しようとするさくらの園は9,000万一般会計から入れています。9,000万入れているということは、9,000万赤字ということです。とすれば、統合するということ自体に既にその倍、1億5,000万、今6,800万の予定でいますけれども、1億5,000万を超える額が赤字になるということを想定している考えでいるのです。それを2年間やる。ということは3億です。その他統合するのにいろんな部分で施設の整備したりするのにお金がかかってくるわけです。さらに、統合しようとする場所が駒ヶ岳の麓です。幾ら建築がさくらの園が42年、シャリテが32年間たっていますけれども、10年新しいという中であっちのほうに移動しようとする考え、29床の地域密着型の施設も持っていますから、それも含めて考えているというのは分かります。だけれども、森町の財政状況、今後将来的なことを考えたら、貸付けにしたほうが無難なのではないですかということなのです。というよりも、シャリテにもう2年間頑張ってもらったらって私は思うわけです。それでないと今後複合施設だ何だかんだって財政的な部分で逼迫するのが目に見えている。その中でこれも抱え込むのかいという話なのです。それを考えたら、補助金ではなくて貸付金にすべきなのではないですか。今の資産がどこにも担保入っていないわけですから、とすれば問題はないのではないですか。町がそれを名目上担保にする形で貸付けを起こしておいたほうが町の財政上はいいと判断すべきなのではないのって私は思うわけです。だから、もう一度言いますけれども、シャリテさくらについてはその貸付金の中で頑張ってもらっていただきたい。そして、どうしても私いろんな資料を見ていると町に対する甘えみたいな、親方日の丸があるという意識がすごく感じるわけです。そういうのをやめましょうと。もうそういう状況ではないのではないかと私は思うから、貸付金にすべきだというふうに私は言うのですが、その辺いかがでしょうか。

そして、統合する場合の、社会福祉法人ではなくて、あくまでも町のほうに統合しようという考えでいるのですよね。それもやっぱり親方日の丸の意識が強くなり過ぎて、そういう頑張ってもらって、その苦しい中でも運営、経営という観点を入れながらシャリテさくらには頑張ってもらいたいと。さらに、さくらの園も同じです。それこそ親方日の丸なので、9,000万今年の予算で計上していますけれども、いつまでそういうことを続けていくのですかといったら、続けていけない状況でしょう。福祉政策、町の行政上の福祉行政について必要なのは分かります。分かるのだけれども、2015年問題を越えて、2040年問題とかも控えているわけです。とすれば、就業する人もいなくなるし、入る入居者数も人口的に減っていくのです。そういうことから考えたら、何度も言いますけれども、一応貸付金の中で運営頑張ってもらいたいというのは筋なのではないのと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当初の質問の中で貸付金というところにフォーカスを当てて今再質問いただきました。貸付金である必要があるのではないかという議員のご主張でございますけれども、法人に対する貸付けでお金を出す、それは当然回収を前提としたというところと私は読み解いたのですけれども、そもそも現在お話をいただいておりますさくら福祉会においては、全理事者合意の下、自身では経営継続が不可能であると、そういったことを決議というか、意思表示されております。仮に価値のある担保物件を元に融資をしてもらえるのかどうかというのは、ちょっと金融機関ではございませんので、何とも言えないところではありますけれども、根本的に財産を持っている法人に対して、自身で経営的な収益体質を改善もできないと言っているそういった組織に対して融資が果たして適切なのかどうかというところで考えますと、私は融資ではないのかなって思います。

なおかつそもそもこの特別養護老人ホームは、保険者として我々森町は行政福祉サービスとして維持、提供していかなければならないという、そういう観点がまずございます。そういった面から見てさくらの園の存在、そしてまたシャリテさわらさんの存在、そういったものをトータルで見て、この介護保険者としての特別養護老人ホームサービスを持続可能なものにするために統合を判断して進めていくと、そのようなスタンスでおります。そういったことから考えましても、貸付金である必要性、またこれが仮に貸付けをしたとしても統合後に、我々は今答弁の中で町直営か、町が100%を出資する地方独立行政法人の選択肢しか現在のところはないと答弁させていただいております。そういった面で考えますと、その貸したお金をでは誰から回収するのかという話もあります。仮にこれを貸付けして統合しました。その法人だけが1つ離れて、ではその法人が返し続ける、そういったことを議員は主張しているという判断にならざるを得ないのですが、それで本当に正しいのかどうかというところは改めて、私立場上質問できませんので、次の再質問でぜひお示しいただければ助かります。

とはいいいながらも、本当にこの町の財政を考えながら、非常に賛否両論が町民の中で起きている、そういった事案であるというのは我々理事者も重々承知しております。今、最初の答弁でお話しさせていただきましたとおり、このさくら福祉会、砂原の特別養護老人ホームが破綻しますと、これは取り返しのつかない状況、想像できない入所者へのご負担、そういったものが発生すると保険者として懸念しております。そういった点もぜひ議会議員の皆様にはご理解いただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 補助金でなければならないという論理の中で、そして先ほど、この前の全協のときも話の中で出ているのですが、今回6,800万の補正出てくる予定でございますけれども、もしそれを否決された場合どうするのですかって言ったら、破綻しますという言い方しました、参事のほうか。何で破綻するのですか。だから、10億9,000万の資産価値

を持っているところが何で破綻するの、それでって。それが一番の疑問なのです。今町長も同じようなことを言った、破綻するって。破綻するわけないというふうに私の感覚では持っている。さらに、借入れを起こすということは、経営という感覚です、経営者の感覚からすると、借入れを起こしてその社会福祉法人、会社を立て直すのです。そのために借入れを起こすのです。補助金といったら、ただもらった、ああどうも、どうもって、そんなお金ではないでしょう、貸付金と補助金の違いというのは。だから、先ほど言いましたように、貸付金としてやって出す形で頑張ってもう2年間、少なくとも2年間、統合するって言っているのだから、だからそれまでの間それで何とか運用していってくださいという、頑張ってくださいと、さらに再建することを考えなければならないのです。それが経営者、理事者の考えなければならないことなのではないですか、シャリテさわらの。そういう意向が全然感じられないのです。だから、言っている。だから、貸付けにしないって私は言うしかないのです。無条件に補助金、補助金って出して出すというべきものではないのではないですか。さっきも言いましたけれども、町の財政ってそういう状態ではないでしょう。にもかかわらず出すというような話しか言わないというふうになると、自分の足元がぐらついている状態に出せる状態なのですかということなのです。それが一番肝腎なことなのではないですか、大事なこと、町にとっては。その中で、一緒に今後統合するって言っているのだから、人的交流も含めて再建をするのに努力してもらって、それで駄目だったら仕方ないのではないですか。そういうような考えでいかないと、今当面は補助金というのはやめるべきだと、再度言いますけれども。そのためなのです。自分の足元がぐらついているのに、何でそういうことできるの。要するに私に言わせると、人の金だからそういうことを言うのかなというふうに思わざるを得ない。だって、補助金をもらったとしても何のために補助金もらうの。自分たちの会社なり、法人を再建するための資金なのではないですか。それが何で補助金でなければならない。貸付金でいいのではないですかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、先般さわら福祉会のほうからは、もう自分たちの手では経営も継続することも改善することもできないと、そういった申出をいただいております。そういった中において、貸付金であるからそれが可能になる、補助金であるからそれが改善できないような状態になるというふうな判断は、なかなかちょっと私はそぐわないのかなと思います。今までの議会全員協議会の中でもお話しさせていただいておりますとおり、たとえ補助金であったとしても、当然予算を議決いただいたその金額を全てそのままそっくりお渡しして1年間自由に使ってくださいと、そんな状況で運用してもらおうという話ではないということはお伝えさせていただいております。さらには、当該社会福祉法人さわら福祉会からは、理事者の交代も町長の一存で必要であれば言ってくれと、そこまでお話しされております。しかしながら、全部投げ出して自分たちはもう辞めるのだって、そういうことではなくて、しっかりと町の管理下、町の監視下といいますか、管理下というか、

当町の介護福祉を担っている部局に準じて運用を行っていく。その中では、確かに議員お話しのとおり、一独立した企業体としての企業努力、経営努力というものは逆に言うと発しづらくなる、そういった側面は確かにあるのかもしれませんが、しかしながら、今となつてはもうそういった経営できるそういう組織の状態ではないと私は判断しております。この判断を誤り、例えばこの補助金を支出しなくても問題ないだろう、何か手だてを考えれる余地を残してさわら福祉会の皆さんそんなことを言っているのではないか、そういうことにもつながってしまいます。ですが、そうではないという判断の下、今回も今までも私たちは説明させてきていただいております。

改めてお話しさせていただきますけれども、今回この経営的な行政からの支援がなければ、まず間違いなく破綻という方向に進むと思います。その破綻というものもスイッチを右から左に入れるようなものではなくて、徐々に徐々にじわじわと入所者にその負担が覆いかぶさっていきます。当然私たちとしては、どういった状況が起きるのかというものも想定しております。あまり詳しいことをこの場で話すのは適さないと思いますので、内容は差し控えますけれども、いずれにいたしましても我々の判断としては補助金で支出し、そしてさわら福祉会においては統合までの間我々担当課、担当部局において、管理下において、一緒にというか、我々のしっかりとした指針、指示に従っていただいて運営を行っていただく、そういう方向性でこの補助金を運用していくと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） さわら福祉会への財政支援についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

4時15分まで暫時休憩します。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎時間の延長について

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長します。

◎日程第6 報告第1号

○議長（木村俊広君） 日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告について、令和6年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和6年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和6年度森町一般会計補正予算の第14回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億7,312万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ136億6,168万1,000円としたものです。

地方債の補正は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

10ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税につきましては、項1町民税から12ページ中段の入湯税まで全体として4,549万5,000円を追加したものです。

続いて、款2地方譲与税から18ページの款12交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款13分担金及び負担金、款14使用料及び手数料、22ページからの款15国庫支出金、26ページからの款16道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正したところです。

続いて、30ページの款17財産収入、款18寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。特にふるさと納税寄附金につきましては、13万6,638件で総額22億7,235万5,000円の収入となったところです。

次に、32ページの款19繰入金では、5億5,711万9,000円を減額するものです。

続いて、款21諸収入から36ページ、38ページにかけての款22町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正したところです。

続いて、歳出について特徴的なものをご説明します。56ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の857万8,000円の減額は、国民健康保険特別会計の執行精査によるものです。

続いて、58ページの目4老人福祉総務費、節27繰出金の2,612万円の減額は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査によるものです。

続いて、60ページの目8後期高齢者医療費、節27繰出金の331万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の執行精査によるものです。

以上で専決処分の主なものの報告といたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7　報告第2号

○議長（木村俊広君）　日程第7、報告第2号　専決処分した事件の報告について、令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君）　報告第2号の専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第6回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,864万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億2,793万円とした専決処分です。

専決処分しました補正予算は、歳入歳出とも医療費、事務費等の確定に伴い精査した内容となっております。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税について精査し、補正したものです。

8ページ、款4道支出金は、交付金の確定により補正したものです。

款5繰入金は、事業費及び事務費等の精査に伴い減額したものです。

10ページまでの款7諸収入は、一般被保険者に係る延滞金及び返納金について精査し、補正したものです。

12ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費から14ページ、項5特別対策事業費までは、人件費、事務費、事業費等の精査により減額したものです。

16ページ、款2保険給付費、項1療養諸費から18ページ中段、項5葬祭諸費までは、療養給付費等の確定に伴い精査し、減額したものです。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分は、財源内訳を変更したものです。

20ページ、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費及び項2保健事業費は、特定健康診査、予防接種等に係る事業費を精査し、減額したものです。

22ページ、款7基金積立金は、1,483万9,000円を増額したものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金は、保険税還付金等について精査し、減額したも

のです。

項2繰出金は、森町国民健康保険病院への繰出金を精査し、増額したものです。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

◎日程第8　報告第3号

○議長（木村俊広君）　日程第8、報告第3号　専決処分した事件の報告について、令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君）　報告第3号の専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第5回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億8,576万4,000円とした専決処分です。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査し、補正したものです。

款2使用料及び手数料から6ページの款5諸収入までは、会計年度終了に伴いそれぞれ精査し、補正したものです。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費及び項2徴収費は、人件費、事務費等の精査により減額したものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入等の精査により減額したものです。

10ページ、款3諸支出金、項1償還金及び還付金は、会計年度終了に伴い精査し、減額したものです。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第9 報告第4号

○議長（木村俊広君） 日程第9、報告第4号 専決処分した事件の報告について、令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 報告第4号 専決処分した事件の報告についてご説明させていただきます。

本件は、令和6年度森町介護保険事業特別会計予算において補正を要することになったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをお開き願います。令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第6回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,012万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億542万2,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ680万1,000円としたものです。

事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。本件は、各事業、保険給付費等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

8ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収保険料全体として151万7,000円を減額補正したものです。

款4国庫支出金から12ページの款8繰入金までにつきましては、事務費、保険給付費、地域支援事業費等の確定により精査し、増減補正したものです。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。16ページから18ページまでの款1総務費につきましては、人件費、事務費、介護認定審査費用の執行精査により減額補正したものです。

18ページから26ページまでの款2保険給付費につきましては、各サービス費等の執行精査により減額補正したものです。

26ページから30ページまでの款4地域支援事業費につきましては、各事業及び包括支援センター運営費等の執行精査により減額補正したものです。

32ページの款6基金積立金につきましては、各サービス費等の確定に伴い増額補正したものです。

続いて、34ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入、款1サービス収入につきましては、サービス計画費収入の執行精査により増額補正したものです。

36ページをお開き願います。歳出、款1事業費につきましては、サービス計画作成委託料の執行精査により減額補正したものです。

款2諸支出金につきましては、事業執行精査により増額補正したものです。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書、保険事業勘定は8ページから、サービス事業勘定は34ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第10　報告第5号

○議長（木村俊広君）　日程第10、報告第5号　専決処分した事件の報告について、令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕　茂君）　それでは、報告第5号、専決処分した事件についてご報告申し上げます。

1ページ目を御覧ください。本案は、令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第6回目となるものでございます。

令和6年度の会計予算中、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,571万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億5,009万1,000円とすることとなりましたので、専決処分するものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページを御覧ください。歳入でございますが、款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入及び目2居宅介護サービス費収入並びに項2自己負担金収入につきましては、入所者の入院等による減額が主な要因でございます。

款3繰入金は、一般会計繰入金で調整を図ったものでございます。

款5諸収入、項1雑入は、介護サービス利用者負担軽減事業補助金が主なものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、主なものといたしまして需用費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金などを精査したものでございます。

続きまして、8ページ、9ページの款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費につきましては、入園者のサービスに係る職員の人件費並びに需用費などを精査したものでございます。

以上で報告第5号、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第11 報告第6号

○議長（木村俊広君） 日程第11、報告第6号 専決処分した事件の報告について、令和6年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（川村勝幸君） 報告第6号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。本件は、令和6年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ51万1,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料につきましては、業務の執行精査によりまして1,000円を増額したものでございます。

また、款2項1目1繰越金につきましては、令和5年度からの繰越しがありませんでしたので、減額したものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8旅費と節10需用費につきましては、業務の執行精査によりまして不用額全額を減額したものでございます。また、節27繰出金につきましては、歳出予算の執行残となりました15万5,000円を増額いたしまして一般会計に繰り出したものでございます。

以上、報告第6号、専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

◎日程第12 報告第7号

○議長（木村俊広君） 日程第12、報告第7号 専決処分した事件の報告について、令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（川村勝幸君） 報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。本件は、令和 6 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第 5 回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,336 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 8,687 万 8,000 円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入の款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 リサイクル施設使用料につきましては、令和 6 年度中におけるホタテウロ受入れ量の減によって 427 万 3,000 円を減額したものでございます。

また、款 4 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、業務の執行精査によりまして基金からの繰入れが不要となったことから、908 万 7,000 円全額を減額したものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。歳出のうち減額補正につきましては、業務の執行精査によるものでございます。節 12 委託料の乾燥処理業務と焼却処理業務の双方において、最終的な処理数量の減が理由でございます。なお、執行精査による歳出予算の執行残となりました 185 万円につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金に積み立てるため、節 24 積立金に増額計上したものでございます。

以上、報告第 7 号、専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 4 ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第 7 号を終わります。

◎日程第 13 報告第 8 号

○議長（木村俊広君） 日程第 13、報告第 8 号 専決処分した事件の報告について、令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 報告第 8 号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、補正を要することとなりましたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページをお開き願います。本件につきましては、令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第 5 回目となるものです。

第 2 条、令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものです。

収入、第1款病院事業収益10億5,269万8,000円に606万3,000円を増額し、10億5,876万1,000円としたものです。

以下、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出、収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目3補助金510万1,000円を増額補正は、国保調整交付金及び医療・介護・障がい施設等食材料費支援金の交付額の確定により精査したものであります。

款1病院事業収益、項3特別利益、目1その他特別利益96万2,000円を増額補正は、薬品転売被害損害賠償請求未回収残金における令和6年度分の回収金であります。

以上、報告第8号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書3ページです。収入支出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

◎日程第14　報告第9号

○議長（木村俊広君）　日程第14、報告第9号　令和6年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君）　報告第9号についてご説明申し上げます。

本件は、令和6年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款2総務費から款9消防費までの7事業の合計3億180万4,000円を翌年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございますか。

○4番（河野　淳君）　衛生費の中の清掃費で、破砕物運搬用4トンダンプの購入事業で未収入特定財源に、その他に130万5,000円とありますが、内訳について教えていただきたいと思います。

○環境課長（川口武正君）　お答えいたします。

こちらは、鹿部町からの負担金になります。

以上でございます。

○議長（木村俊広君）　ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第9号を終わります。

◎日程第15 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第15、議案第1号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。あわせて、資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、国家公務員に係る仕事と生活の両立支援の拡充を踏まえ、森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、妊娠、出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度利用、働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮に関する規定を追加しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第2号 森町職員の育児休業等に関する条例及び森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号 森町職員の育児休業等に関する条例及び森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、国家公務員に係る仕事と生活の両立支援の拡充を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改

正する法律が公布されたことに伴い、森町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、第1条は森町職員の育児休業に関する条例の一部改正となっており、現行の部分休業に加え、法改正により新たに措置された部分休業の規定を追加するとともに、現行の部分休業の請求において勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止しようとするものです。また、部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別な事情について規定を追加しようとするものです。

第2条では、森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の文言を整理しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第16、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17　議案第3号

○議長（木村俊広君）　日程第17、議案第3号　森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○選管書記長（石岡丈宜君）　議案第3号　森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、こちらの法律は国会議員の選挙等で国が市町村に対して負担する経費の基準を定めるものでございますが、この中で定める選挙長等の報酬額が改正されたことに伴い、本条例で定める当該報酬額を法律で定める基準額に合わせようとするものでございます。

改正内容につきましては、期日前投票所や当日の投票所の投票管理者、投票立会人など、資料に記載された報酬金額についてそれぞれ改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第17、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18　議案第4号

○議長（木村俊広君）　日程第18、議案第4号　森町都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課技術長（伊藤正吾君）　議案第4号　森町都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、都市計画法第77条の2の規定により、森町都市計画審議会の組織委員について条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容ですが、条例第2条第1項第1号の中、学識経験のある者を5人から7人に改め、同項第2号条文、議会の議員を削るものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第18、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第19、議案第5号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 議案第5号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料ナンバー5及び新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、説明資料にてご説明いたします。本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、当町の条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、（１）、保育の内容に関する支援について保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することを可能とする改正、

（２）、代替保育について町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする改正、（３）、連携施設を確保しないことをできる経過措置の期間について10年から15年に延長する改正を行うものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第20、議案第6号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 議案第6号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料ナンバー6及び新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、説明資料にてご説明いたします。本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当町の条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、（１）、保育の内容に関する支援について保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することを可能とする改正、（２）、代替保育について町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては連携施設の確保を不要とする改正、（３）、栄養士による献立指導等について栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとする改正、（４）、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間について10年から15年に延長する改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

なお、現在町内に本条例の基準に基づき事業を実施する事業者及び施設はございませんが、国の基準省令改正に基づき所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第21、議案第7号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第7号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。本案は、函館市内の宿泊施設に正当な理由なく侵入し、建造物侵入の容疑で逮捕され、その後令和7年5月19日付で懲戒免職となった元町職員の件に関し、町長及び副町長の令和7年7月分の給料に限り町長にあつては10分の3を、副町長にあつては10分の1をそれぞれ減額しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第21、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22　議案第8号

○議長（木村俊広君）　日程第22、議案第8号　令和7年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君）　議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町一般会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,145万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ152億6,389万3,000円にしようとするものです。

継続費の補正は第2表に、地方債の補正は第3表にそれぞれ記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金の8,649万1,000円は、歳出で説明する戸籍システムの改修委託、定額減税調整給付金事業に充当しようとするものです。また、令和7年度当初予算に計上しているデジタル観光パンフレット制作業務等に係る国の補助金が増額となったことから計上するものです。

款16道支出金、項2道補助金の351万3,000円は、北海道循環保全型農業直接支援対策事業の補正に係る補助金を計上するものです。また、熊捕獲に係る補助金とアライグマ駆除のための備品購入に係る補助金を計上するものです。

項3委託金は、議案第3号で説明した選挙長等の報酬額が改定されたことによる引上げ分を計上するものです。

款19繰入金の1億4,055万8,000円は、補正財源として計上するものです。

次に、10ページの款22町債では、森町葬苑改修事業及び森港岸壁改修事業の町債を計上するものです。

次に、12ページからの歳出の主なものについてご説明します。各費目で消防設備点検委託料の補正をしておりますが、これらにつきましては各施設を一括契約したことにより精査したものですので、説明を省略させていただきます。また、総務費、農林水産業費、消防費、教育費の各費目でテレビ受信料を補正しておりますが、町所有の公用車を対象としてテレビ放送が受信できる機器の設置状況を調査した結果、全会計で25台の公用車についてNHKとの受信契約を結んでいなかったことが判明したことから、このたびの補正でテレビ受信料を計上しておりますので、これにつきましても各科目での説明は省略させていただきます。

なお、他会計の分も含め、資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照を願います。

款2総務費、項1総務管理費、目7情報推進費の997万7,000円は、北海道開発局実施の国道5号線湯の崎トンネルの改修工事に伴い、開発局で撤去、新設する情報ボックスに当町で占有している光ケーブルの移設が必要となるため実施するものです。

項2徴税費、目3定額減税調整給付金事業費の8,465万円は、令和6年度分所得税及び住民税の定額減税し切れなかった金額が昨年度給付した調整給付金額を上回った方に対し、追加で給付を行うための費用を計上するものです。節10需用費から節12委託料までの事務費の合計465万円と給付費8,000万円を計上するものです。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、14ページの項3戸籍住民基本台帳費の151万3,000円は、戸籍の氏名に振り仮名を記載するためのシステム改修となっております。

項4選挙費の27万5,000円は、議案第3号で説明した選挙長等の報酬額が改定されたため、現行額との差額を計上するものです。

次に、16ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、節7報償費は、地球温暖化対策実行計画策定に当たり、森町ゼロカーボン推進協議会を設置することとなったため、委員報償費を計上するものです。節10需用費の修繕料は、もりまち霊園屋外トイレ装置修繕のほか、小破修繕料を計上するものです。節11役務費から節14工事請負費までは、森町葬苑改修工事に係る費用となっております。節11役務費では建築確認申請手数料を、節12委託料及び節14工事請負費は改修工事費と施工監理委託料を計上するものです。なお、本工事は令和7年度から8年度までの2か年で実施するものであり、今回の補正は1年目の費用を計上するものです。資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

目4保健事業費の13万1,000円は、森町健康増進計画の中間年の見直しに伴い、計画策定委員会を設置することとなったため、報償費を計上するものです。

次に、18ページの款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節18負担金補助及び交付金の環境保全型農業直接支払交付金については、有機農業に取り組む農業者に支援

しておりますが、取組面積の増加が見込まれるため、補正するものです。

項2 林業費、目1 林業総務費、節8 報償費の86万円は、鹿駆除頭数の増加により今後予算不足が見込まれるため、補正するものです。また、節17備品購入費では、アライグマ捕獲用の物品を購入しようとするものです。

次に、20ページの款7 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費の180万円は、森町物産協会より事業内容見直しに伴う補助金増額の要望書が提出されたため、その要望額に基づき補正しようとするものです。

次に、22ページの款8 土木費、項4 港湾費の8,700万円は、森港本港の矢板が経年劣化により減耗しているため、鋼板溶接工事を実施しようとするものです。資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照を願います。

項5 都市計画費の325万円は、開発局による森港湾整備事業に伴う西港の整備完了により都市計画区域の変更を要することとなったため、業務を委託しようとするものです。資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、26ページの款10教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、節10需用費の369万6,000円は、鷲ノ木小学校の遊具修繕、さわら小学校の暖房用熱交換器修繕のほか、小破修繕料を計上するものです。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節10需用費の96万8,000円は、スクールバス車庫照明器具取替え修繕及びスクールバスの小破修繕料などを計上するものです。節17備品購入費では、可搬式作業台を1台購入しようとするものです。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園費、節10需用費の17万円は、さわら幼稚園の非常用発電機のバッテリー交換を実施しようとするものです。

次に、28ページの項5 社会教育費、目2 公民館費、節10需用費の47万2,000円は、砂原公民館の風除室から雨漏りがするため、部分修繕を行おうとするものです。

項6 保健体育費、目3 学校給食費、節10需用費の19万円は、学校給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

○8番（千葉圭一君） 23ページの款8 土木費、項4 港湾費の工事請負費、森港岸壁改修工事の説明資料10ページについてご質問させていただきます。

現場を見に行っただけですけども、これは海中の中でよく見ることはできなかったんですけども、この鋼板を溶接する前に今現在亜鉛板金が最初にもう取り付いてあるということだったんですけども、それは亜鉛板金から上に鋼板を溶接するということでしょうか。それとも、亜鉛板金自体がもう劣化して取り替えるということで、この鋼板溶接工事をするということなのでしょうか。

○水産課長（川村勝幸君） お答えいたします。

亜鉛板金につきましては、この鋼板がすごく腐食していたものですから、昨年度の工事で電気防食工事を行った亜鉛板金でございますので、今回の工事とは別なものと捉えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第23、議案第9号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 議案第9号について説明させていただきます。

本案は、令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億4,208万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1社会保障・税番号制度システム整備費補助金6万6,000円の増額及び款5繰入金、項1一般会計繰入金371万3,000円の増額は、歳出で説明いたします費用へ充当するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費371万3,000円の増額は、国民健康保険システム標準化移行環境構築業務委託料を計上しております。

項4趣旨普及費、目1趣旨普及費6万6,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業用パンフレットの印刷代です。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。
これから議案第9号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。
日程第23、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第10号

○議長(木村俊広君) 日程第24、議案第10号 令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事(萩野友章君) 議案第10号についてご説明させていただきます。

本案は、令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億776万5,000円とするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款8繰入金、項1一般会計繰入金236万2,000円の増額及び項3基金繰入金56万3,000円の増額につきましては、歳出で説明いたします職員の人件費及び保険料等払戻金に充当しようとするものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費236万2,000円の増額につきましては、職員の人件費を補正しようとするものです。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金56万3,000円の増額につきましては、過年度分に係る保険料等払戻金を補正しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。
これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第11号

○議長（木村俊広君） 日程第25、議案第11号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に378万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億8,342万5,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページを御覧ください。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金37万8,000円を減額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。歳出の主なものについてご説明いたします。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当、節4共済費は、園長の給料等を精査するものでございます。節13使用料及び賃借料は、NHK受信料未払い公用車のテレビ受信料です。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2給料、節3職員手当、節4共済費は、人事異動によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） ただいま説明がありましたけれども、歳入歳出予算の補正額について誤りがありましたので、もう一度説明させます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） すみません、ただいまの既定の歳入歳出の総額に378万円ということでございましたけれども、37万8,000円の間違いでございます。

（何事か言う者あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、既定の歳入歳出のところからもう一回ちょっと読みますので、すみません、よろしくお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に37万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億8,342万5,000円にしようとするものでございますということでございます。よろしいでございますか。すみません、訂正お願いします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。
これから議案第11号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。
日程第25、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第12号

○議長(木村俊広君) 日程第26、議案第12号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長(川村勝幸君) それでは、議案第12号についてご説明いたします。

本案は、令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額へ12万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,816万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、財源不足を補うため、12万円を切り崩そうとするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1項1目1総務事業費、節3職員手当につきましては、施設職員の手当の精査によりまして増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。
これから議案第12号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第26、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第13号

○議長(木村俊広君) 日程第27、議案第13号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長(千葉正一君) 議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目となるものです。

第2条、令和7年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款病院事業費用12億5,711万6,000円に46万3,000円を追加し、12億5,757万9,000円とするものです。

以下、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目3経費2万3,000円及び項4特別損失、目1その他特別損失44万円の増額は、公用車のNHKテレビ受信料に係るものです。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。事項別明細書3ページです。収入支出一括で行います。質疑ありますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第27、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第14号

○議長(木村俊広君) 日程第28、議案第14号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第14号 工事請負契約の締結について説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めようとするものです。

1、契約の目的は、各小中学校冷房設備設置工事（機械設備）です。2、契約の方法は一般競争入札です。3、契約の金額は2億7,500万円です。4、契約の相手方は、北海道函館市美原3丁目38番31号、昭栄・マルヤ特定建設工事共同企業体、昭栄設備工業株式会社代表取締役、村田信吾です。

資料ナンバー12を提出しておりますので、ご確認願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第28、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第15号

○議長（木村俊広君） 日程第29、議案第15号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第15号 工事請負契約の締結について説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めようとするものです。

1、契約の目的は、各小中学校冷房設備設置工事（電気設備）です。2、契約の方法は一般競争入札です。3、契約の金額は1億5,037万円です。4、契約の相手方は、北海道茅部郡森町字森川町296番地20、谷・高瀬・川村特定建設工事共同企業体です。株式会社谷電気工業所代表取締役、吉田好です。

資料ナンバー13を提出しておりますので、ご確認願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第29、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30　議案第16号

○議長（木村俊広君）　日程第30、議案第16号　財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○防災交通課長（野崎博之君）　議案第16号　財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量、非常用備蓄品、防災毛布1,500枚。2、取得の方法は指名競争入札。3、取得の金額は792万1,980円、4、取得の相手方は、函館市西桔梗町589番地、株式会社近藤商会代表取締役社長、相川良夫でございます。

資料ナンバー14を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

○2番（河野文彦君）　この案件の入札参加資格要件をちょっと見ていて気になったものですから質問します。

この案件だけ指名の対象が町内または函館市なのです。ですから、町内の業者のみですとか、北海道内ですとか、渡島地域ですとかという設定の仕方だと分かるのですけれども、なぜこの案件だけ町内と函館にしたのか、そこを説明していただけますか。

（「ちょっと休憩してください」の声あり）

○議長（木村俊広君）　暫時休憩します。

休憩　午後　5時22分

再開 午後 5時23分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○防災交通課長（野崎博之君） ご説明させていただきます。

資料をまず御覧いただきたいと思います。14ページでございます。今回この防災毛布の部分でございますけれども、資格者名簿に登載されている中で地元の業者さんが2者しかございませんでした。3者以上の部分で競争の入札ということから、一応函館の部分まで広げて、名簿の対象者で取り扱える店がこれだけだったということで、今回の入札資格の要件はこの部分だけちょっと相違がありましたので、ご理解いただきたいと思います。

○2番（河野文彦君） 町内で対象が2者しかいなかったから他の自治体まで広げたのは分かるのですけれども、なぜ函館市だけだったのか。これでは、七飯とか北斗だとか、お隣の八雲だとか鹿部の業者は参加できないわけですよね、この条件だと。なぜその辺の自治体を排除して函館市だけを選定したのかを教えてくださいませんか。

○防災交通課長（野崎博之君） お答えします。

あくまでもこの指名参加者名簿に登載されているもの全てですので、別に函館だけを優先しているわけではなくて、ほかの自治体を排除しているわけではございませんで、登載されている自治体のたまたま函館市が、七飯その他の部分ではなくて函館市が該当になっている部分がありましたので、そこのほうを頭出しして今回出しております。

以上です。

○2番（河野文彦君） すみません、僕の聞きたいところが伝わっていないのかもしれないのですけれども、ではこの案件で北斗だとか七飯の方で森町に名簿を出していて、入札に参加できるような状態の方だったら、もしいたとしたら参加できなかったわけですよね、この条件ですと。この条件で公告したということですよね。だから、なぜこれを渡島地域とか、渡島、桧山とか、全道だと広げ過ぎなのかもしれないのですけれども、なぜ函館市だけを選んだのかというところを教えてください。

○防災交通課長（野崎博之君） 議員お話しのとおり、今回森町以外が函館市の業者しかなかったということですので、表現の仕方がちょっとまずいのかなと思います。本来であれば、これであれば道南というような表記ですか、渡島管内というような表記にすべきところだったと思いますけれども、こちらの説明資料の表記の仕方については今後検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第30、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第17号

○議長（木村俊広君） 日程第31、議案第17号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○防災交通課長（野崎博之君） 議案第17号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量、間仕切りパーティション270張りでございます。2、取得の方法は指名競争入札。3、取得の金額は534万60円でございます。4、取得の相手方は、茅部郡森町字森川町291番地185、株式会社コクアLCサービス代表取締役、永井将太でございます。

資料ナンバー15を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第31、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第18号

○議長（木村俊広君） 日程第32、議案第18号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○防災交通課長（野崎博之君） 議案第18号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量、防災倉庫4棟。2、取得の方法は指名競争入札。3、取得の金額は1,001万円でございます。4、取得の相手方は、茅部郡森町字森川町291番地185、株式会社コクアLCサービス代表取締役、永井将太でございます。

資料ナンバー16を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第32、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第19号

○議長（木村俊広君） 日程第33、議案第19号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（松居順一君） 議案第19号についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1点目の取得財産及び数量ですが、小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型1台でございます。2点目の取得方法は、指名競争入札によるものでございます。3点目の取得の金額は、8,360万円でございます。4点目の取得の相手方は、北海道札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、岩村純一でございます。

資料ナンバー17を提出しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第33、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 意見書案第1号

○議長(木村俊広君) 日程第34、意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第34、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 意見書案第2号

○議長(木村俊広君) 日程第35、意見書案第2号 安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第35、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 意見書案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第36、意見書案第3号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第36、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第37 意見書案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第37、意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第37、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 意見書案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第38、意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第38、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 意見書案第6号

○議長(木村俊広君) 日程第39、意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第39、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第40 意見書案第7号

○議長(木村俊広君) 日程第40、意見書案第7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第7号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第40、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第41 意見書案第8号

○議長（木村俊広君） 日程第41、意見書案第8号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第8号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第8号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第41、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第42 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第42、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第43 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第43、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） これをもちまして令和7年第1回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和7年第1回森町議会6月会議を終了いたします。
お疲れさまでした。

休会 午後 5時40分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年6月12日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員